

Title	歴史認識論と「歴史認識問題」
Sub Title	Historical epistemology and contemporary disputes on historical knowledge
Author	松村, 高夫(Matsumura, Takao)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2006
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.98, No.4 (2006. 1) ,p.547(1)- 578(32)
JaLC DOI	10.14991/001.20060101-0001
Abstract	<p>歴史の法則的把握が個人の役割の認知かをめぐるE.. H. カー対I. バーリン論争の再検討から始め、結局カーの歴史学は勝者の歴史であり責任の問題が回避されることを述べる。ついでヴィーコを水源とする4つの潮流、(1)コリングウッド、クローチェ、カーへ、(2)ミシュレを経てフェーブル(フランス社会史)へ、(3)ヘルダー、ブレイク、モリス、E.. P. トムソン(イギリス社会史)へ、(4)ホワイト(ポスト・モダニズム)へいく流れを辿り、民衆としての個人は3番目の流れが解明できることを指摘する。最後に1990年代に日本で現れた「歴史認識問題」と現在の歴史学の危機について論じる。</p> <p>Beginning by reconsidering the controversy between E. H. Carr and I. Berlin concerning the grasp of history's law, or the cognition of individual role, I argue that in the end, Carr's Historiography is a history of history's winners and avoids the responsibility problem.</p> <p>Subsequently, when taking Vico as the headspring of four water currents and following the flow: (1) to Collingwood, Croce, and Carr; (2) passing through Michelet to Febvre (Annales school = Social History of France); (3) to Helder, Blake, Morris, E. P. Thompson (British Social History); and (4) to White (Port-Modernism), I highlight that the notion of individuals as people may be unraveled by the third flow. Finally, I discuss the "disputes on historical epistemology" appearing in Japan in the 1990s and the crisis of contemporary Historiography.</p>
Notes	会長講演
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20060101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歴史認識論と「歴史認識問題」

Historical Epistemology and Contemporary Disputes on Historical Knowledge

松村 高夫(Takao Matsumura)

歴史の法則的把握か個人の役割の認知かをめぐる E. H. カー対 I. バーリン論争の再検討から始め、結局カーの歴史学は勝者の歴史であり責任の問題が回避されることを述べる。ついでヴィーコを水源とする 4 つの潮流、(1) コリングウッド、クロウチェ、カーへ、(2) ミシュレを経てフェーブル(フランス社会史)へ、(3) ヘルダー、ブレイク、モリス、E. P. トムソン(イギリス社会史)へ、(4) ホワイト(ポスト・モダニズム)へいく流れを辿り、民衆としての個人は 3 番目の流れが解明できることを指摘する。最後に 1990 年代に日本で現れた「歴史認識問題」と現在の歴史学の危機について論じる。

Abstract

Beginning by reconsidering the controversy between E. H. Carr and I. Berlin concerning the grasp of history's law, or the cognition of individual role, I argue that in the end, Carr's Historiography is a history of history's winners and avoids the responsibility problem. Subsequently, when taking Vico as the headspring of four water currents and following the flow: (1) to Collingwood, Croce, and Carr; (2) passing through Michelet to Febvre (Annales school = Social History of France); (3) to Helder, Blake, Morris, E. P. Thompson (British Social History); and (4) to White (Post-Modernism), I highlight that the notion of individuals as people may be unraveled by the third flow. Finally, I discuss the "disputes on historical epistemology" appearing in Japan in the 1990s and the crisis of contemporary Historiography.

歴史認識論と「歴史認識問題」

松 村 高 夫

要 旨

歴史の法則的把握か個人の役割の認知かをめぐる E.H. カー対 I. バーリン論争の再検討から始め、結局カーの歴史学は勝者の歴史であり責任の問題が回避されることを述べる。ついでヴィーコを水源とする 4 つの潮流、(1) コリングウッド、クローチェ、カーへ、(2) ミシュレを経てフェーブル (フランス社会史) へ、(3) ヘルダー、ブレイク、モリス、E.P. トムソン (イギリス社会史) へ、(4) ホワイト (ポスト・モダニズム) へいく流れを辿り、民衆としての個人は 3 番目の流れが解明できることを指摘する。最後に 1990 年代に日本で現れた「歴史認識問題」と現在の歴史学の危機について論じる。

キーワード

歴史認識論、歴史認識問題、カー・バーリン論争、ヴィーコ、戦後歴史学、言説の歴史学

今日の話のタイトルとして歴史認識論と「歴史認識問題」を掲げましたが、歴史認識論では、過去の人間のさまざまな「経験」である歴史は、いかにして認識可能なのかという認識論 epistemology (知識エピステメーの論) を中心に論じますが、そのためにはそもそも事実なるものは存在するのかかという存在論 ontology も問題にしなければなりません。というのは、とくに 1970 年代からいわゆるポスト・モダンの歴史学が、国によって濃淡はあるものの、世界中で興隆し、歴史研究の方法に一定の影響を与えてきているからです。ポスト・モダンの歴史学は、言説 (ディスクール) と歴史的事実との関係を切断し、歴史的事実は所詮捉えられないものとする不可知論を主張するものでありまして、事実の追究は放棄し、研究の対象とすべきは言説、さらには表象、記憶であると主張します。そして、従来の歴史学はマルクス主義史学であろうと、アナル派の社会史であろうと、ロストウの成長論史学であろうと、すべて「大きな物語」metanarrative (リオタール) であり、何らかの中心を持つ歴史学であるとし、これを否定するのであります。

今日の話の展開をあらかじめ示しておきますと、ヴィーコを起点とする認識論の継承・発展を 4 つの系譜に整理し、それに沿って批判的に辿りながら問題点を明らかにしたいと思います。第 1 の系譜は、ヴィーコから直接クローチェ、コリングウッドにいき、さらに E.H. カーにいく系譜です。

カーに対してはジェフリー・エルトンとアイザイア・バーリンがそれぞれ異なる視角から批判するのですが、ここところは今日の話の後半との関係で重要ですから、やや詳しく話したいと思います。第2の系譜は、ヴィーコから、ミシュレへ、さらにルシアン・フェーブル、つまりフランスのアナール派社会史へいく流れです。第3の系譜は、ヴィーコ、ハーマン、そしてハーマンに共振するウィリアム・ブレイク、さらにジョン・ラスキン、ウィリアム・モリスを経てE.P. トムソン、つまりイギリスの社会史へいく流れです。最後の系譜は、ヴィーコからポスト・モダニズムの始祖ヘイドン・ホワイトにいく流れでして、そこではリオタールの歴史認識論も触れることになります。話の後半に述べる「歴史認識問題」というのは、主として満州事変、あるいは日中戦争から1945年の日本の敗戦までの時期における朝鮮、中国をはじめとする東アジア諸国と日本との関係の歴史をどう捉えるのかという、1990年代から急に浮上し、現在も問題になっているものを指します。いわば歴史の今日的問題を歴史認識論から捉えなおすとどのような問題が浮かび上がってくるのか、そして現在行なわれているような歴史分析の方法は適切なのか、ということを考えてみたい。これが今日の話の主旨です。

1. 歴史認識論

まず、歴史認識論ですが、歴史の方法論を勉強する多くの学徒が最初に読むことを薦められるのは、E.H. カーの『歴史とは何か』とか、ジェフリー・エルトンの『歴史の実践』とか、アーサー・マーウィックの『歴史の本質』⁽¹⁾ですが、まず、『歴史とは何か』から入ろうと思います。これはE.H. カー(1892-1982年)が、1961年1月から3月にかけてイギリスのケンブリッジでトレヴェリヤン記念講演として毎週一回ずつ行なった連続講演を本にしたものです。カーは、1955年にオクスフォードからケンブリッジに移ってきてからトリニティ・コレッジのフェローでしたが、歴史学部にも所属する教員ではなく、したがって講義はしていませんでした。カーは、1982年に90歳で亡くなるまでトリニティ・コレッジのフェローをつとめることになります。連続講演はミル・レインのホールで満員の聴衆を前にして行なわれ、BBCで再放送され、『ザ・リスナー』*The Listener* というBBCの週刊誌にその要約が(後には論争も)載りました。カーは講演のなかで、歴史を偶然的出来事としてみるのか、それとも原因・結果という因果関係としてみるのか、歴史に個人の自由意志が作用するのか、それとも個人をこえた社会的諸力が作用するのか、歴史を動かすのは個人なのか社会なのか、歴史は主観性をもつのか客観性をもつのか等々といった歴史哲学上の根本問題を論じましたので、その後も『歴史とは何か』をめぐる延々と議論がつづき今日に至っています。それは日本で遠山茂樹、今井清一、藤原彰のマルクス主義の立場にたつ『昭和史』(1955年)に対し、亀井勝一郎など

(1) E.H. Carr, *What is History?*, 1961, 清水幾太郎訳『歴史とは何か』岩波書店, 1961年(本稿はこの訳書によらない。); Jeffrey Elton, *The Practice of History*, 1965; Arthur Marwick, *The Nature of History*, 1970.

が人間の顔がない歴史学として批判したことに端を発する「昭和史論争」に類似しています。

カーの講演にはオクスフォードの哲学者アイザイア・バーリン（1909—1997年）も招かれていました。当時カーは（広義の）マルクス主義歴史家として、バーリンは自由主義の歴史哲学者として広く知られていましたが、これに先立つ10年前、1950年ごろから両者は歴史の客観性、法則性などをめぐって激しい論争をつづけてきていました。このカー対バーリン論争は、『歴史とは何か』が出版された後もなされ、カーが亡くなるまでつづきますが、その論争は極めて激烈なものでした。

バーリンは、1957年にオール・ソウルズのチチリ教授のポジションにG.D.H. コールの後任として志願しますが、バーリンは生涯著書を少ししか書かない寡作な人でして、この教授職を志願したとき著作は20年ほど前に出版された『カール・マルクス』⁽²⁾一冊しかなかったため、周囲に不安を生じさせたほどでした。1958年10月にオクスフォードでなされたチチリ教授就任講演が、バーリンの自由論のなかで最も影響力をあたえた「自由の二つの概念」⁽³⁾であり、そのなかで啓蒙主義とそれ以降のヨーロッパの思想の矛盾を指摘し、自由 freedom を消極的自由と積極的自由の二つの概念（当初は「リベラル」と「ロマンティック」な自由という対立だった）に明確化することにより、その矛盾を解決しようとした。バーリンが教授に就任するとオクスフォードの政治思想と歴史哲学のルネサンスが始まることとなります。バーリンは、マルクス主義、ヘーゲル左派、自由主義といった本格的な政治思想、歴史哲学の全般的復活に主要な役割を果たしまして、その活性化は現在までつづいています。1997年に亡くなりましたが、残された講演原稿などの膨大な草稿は、ヘンリー・ハーディーによって整理され、この十年余の間に次々と刊行されてきました。バーリンの文書は彼が初代学寮長をつとめたウルフソン・コレッジに所蔵されていたのですが、現在はすべてオクスフォードのボードリアン・ライブラリーのマニュスクリプト部に所蔵されています。その文書のなかにカーとの手紙が残されていますが、それをみると、学問上は激しい論争の相手であったのですが二人の友情は深く、相互に信頼しあっていたことがよくわかります。

カーは1950年に『ソヴィエト・ロシア史』⁽⁵⁾の第1巻を刊行しました。これは延々と1976年まで

(2) Isaiah Berlin, *Karl Marx: His Life and Environment*, 1939, 倉塚平, 小箕俊介訳『カール・マルクス』中央公論社, 1974年。バーリンについては, Michael Ignatieff, *Isaiah Berlin, A Life*, 1998, 石塚雅彦・藤田雄二訳『アイザイア・バーリン』みすず書房, 2004年が伝記として傑出。他に John Gray, *Berlin*, 1995; George Crowder, *Isaiah Berlin, Liberty and Pluralism*, 2004. が概説書として薦められる。

(3) Isaiah Berlin, *Two Concepts of Liberty*, 1958, 小川晃一他訳『自由論』みすず書房, 1971年収録。

(4) Isaiah Berlin, *Three Critics of the Enlightenment, Russian Thinkers, Concepts and Categories, Against the Current, Personal Impressions, The Crooked Timber of Humanity, The Sense of Reality, The Roots of Romanticism, The Power of Ideas, The Proper Study of Mankind, Freedom and its Betrayal, The Soviet Mind*.

(5) E.H. Carr, *A History of Soviet Russia*, 14 vols., 1950–1976. カーの伝記は, Janathan Haslam, *The Vices of Integrity, E.H. Carr, 1892–1982*, 1999. とくにカー・バーリン論争は Chapter 8 を

14 巻がだされ、文字通りカーのライフ・ワークになるのですが、カーは当初客観的にロシア史が書けるのか悩みます。第 1 巻の 1950 年には、「客観的歴史は存在しない⁽⁶⁾」とさえ宣言しました。1959 年には『ロシア史』の第 6 巻が刊行されていましたが、ロシア史の講義はしていませんでしたので、講演の主催者「トレヴェリヤン講演基金」は、カーに当初ロシア史の講演を希望したのですが、カーはそれを断り、『ロシア史』とゲルツェンたちを描いた『ロマン的亡命者たち』(1933 年)の方法論上の統一を試み、歴史認識論の根本問題を提起しながら、バーリンなどを批判する方向を選びました。カーは講演原稿を 1959 年 9 月 10 日から 11 月 11 日までのロンドンからサンフランシスコへの船旅のなかで書き、さらに 1 年後 1960 年 9 月 27 日に執筆を再開し、講演に備えました。1960 年 3 月 29 日のアイザック・ドイッチャーへの手紙でカーは、講演が「とりわけ一般的には歴史についての、特殊的には革命についての、ポッパーやアイザイア・バーリンなどのばかげた主張 foolish remarks に答えることになるだろう」と書いています。講演ではカーはバーリンへの批判を当初から意識していたのです。じじつ、随所でバーリン批判を展開します。

『歴史とは何か』のなかでカーはこうっています。「1954 年にサー・アイサイア・バーリンは『歴史の不可避性⁽⁷⁾』についての論文を発表した。…彼はその告発にポッパーには見られない議論、ヘーゲルとマルクスの『歴史主義』‘historicism’には異議があるという議論を加えている。なぜならば、それは人間の行動を因果的関連で説明することによって、人間の自由意志を否定することを含意しており、歴史上のカール大帝やナポレオンやスターリンに対して道徳的非難を表明するといういわゆる歴史家の義務から逃れることを歴史家に奨励するからである。』⁽⁸⁾そして、カーはノウルズから「歴史家は裁判官ではない。絞首刑好きの裁判官などもっての他である⁽⁹⁾」を引用し、また、クローチェから次の箇所を引用して、歴史上の個人の責任を問い裁くことを批判しています。「歴史を物語るといふ口実で、裁判官のようにここでは有罪を判決しあそこでは無罪を言い渡して大騒ぎし、それこそ歴史の任務であるとする人々は、…一般に歴史的感覚が欠如していると認められている。』⁽¹⁰⁾

マルクスやヘーゲルを「歴史主義」として批判する点ではバーリンはポッパーと同根であり、それは 1860 年の教授就任講演で「不可避的な連鎖」が歴史上存在しない証拠として、「人間の存在の法則を破る神秘的な力」を人間はもっている⁽¹¹⁾と語った近代史欽定講座教授チャールズ・キングズリー

参照されたい。

(6) E.H.Carr, 'Truth in History', *TLS*, September 1 1950.

(7) Isaiah Berlin, *On Historical Inevitability*, OUP, 1954.

(8) Carr, *What is History?*, pp. 86–87, 訳 134–135 頁。

(9) D.Knowles, *The Historian and Character*, 1955, p.19, quoted in Carr, *ibid.*, p.71, 訳 111 頁。

(10) B. Croce, *History as the Story of Liberty* (English translation), 1941, p.47, quoted in Carr, *ibid.*, pp. 71–72, 訳 112 頁。

(11) C. Kingsley, *The Limits of Exact Science as Applied to History*, 1860, p.22, quoted in Carr, *ibid.*, p.87, 訳 135–136 頁。

の復活にすぎないと決めつけたのでした。

カーが批判したバーリンの講演は、その8年前の1953年5月12日にオーギュスト・コント記念講演としてロンドンのLSEでなされたものです。「歴史のアリバイについて」というのが演題でした。満員の聴衆のなかにはカール・ポッパーやマイケル・オークショットがいました。(オークショットは保守的な哲学者で、この点ではコリングウッドに近く、「歴史とは歴史家の経験である。これは他ならぬ歴史家によって『つくられた』のであり、歴史を書くというのは、歴史をつくる唯一の方法である⁽¹²⁾」と書いており、バーリンの速射砲のような講演放送を「論壇のパガニーニ」とやや棘のある言葉で褒めていました。)バーリンの講演はラジオ用に書き直され、「歴史の不可避性について」と演題が修正されて、その翌年OUPから出版されますが、「自由の二つの概念」とともに、バーリンの「自由論」の重要な構成部分をなす論稿になります。

このボードリアン・ライブラリー所蔵のバーリンの草稿をみますと、講演までに何回も朱筆を入れ練りに練ったことがわかります。もともと「歴史のアリバイについて」となっていたものをゲラの最終段階で印刷寸前に「歴史の不可避性について」に変えています。もともとの草稿の「アリバイ」のほうがより内容を的確に表しているように思います。

この論稿で、バーリンは次のような歴史論を展開しました。ここはカーの歴史論に対するラディカルな批判として重要なところですので、やや詳しく述べたいと思います。

「人は歴史上の出来事の連鎖のなかに、大きなパターンや規則性が発見できるとする見解は、分類や相互関連、とりわけ予測という点で自然科学の成功から影響を受けた人々にとって当然魅力的である⁽¹³⁾」「科学的」方法の適用というかたちで歴史的知識の拡大を求めることは、一方では、パターンないしユニフォーミティーの認知ということが、過去や未来の仮説や立証に価値をもつとしても、他方では、「現代のものを見方を決定するのにかなり疑わしい役割を演じてきたし、またますます演じつつある⁽¹⁴⁾」というのです。なぜかといいますと、人間の行動と生活には「人間の動機と責任の問題が含まれているから⁽¹⁵⁾」であるといいます。ところが、カーたちの考え方は、「動機の重要性を信じるのは妄想であり、人間の行動は実際には個人のコントロールをはるかに超える諸要因によって決定されるという仮定に依拠している⁽¹⁶⁾」「歴史的变化の非個人的解釈に傾く人々は、…生じることの究極の責任を非個人的な、『トランス・パーソナル』な、『スーパー・パーソナル』な実在ないし諸力に帰すことに委ね、その実在ないし諸力の進展を人間の歴史と同一視しているのである⁽¹⁷⁾」と指摘

(12) M. Oakeshott, *Experience and Its Modes*, 1933, p.99, quoted in Carr, *ibid.*, p.16, 訳 27 頁。

(13) Berlin, *Historical Inevitability*, in *The Proper Study of Mankind*, Pimlico, 1998, p.121, 小川他訳『自由論』, 173 頁(本稿はこの訳書によらない)。

(14) *Ibid.*, p.122, 訳 173 頁。

(15) *Ibid.*, p.122, 訳 174 頁。

(16) *Ibid.*, p.123, 訳 176 頁。

(17) *Ibid.*, p.123, 訳 176-177 頁。

するのであります。これらの諸力の本性と機能は論者によって異なりますが、「民族、人種、教会、国家、階級—気候、灌漑、技術、地政学的状況—文明、社会構造、人間精神、集合無意識、これらの概念からいくつかを自由に取りだしてみても、すべてが歴史の舞台の主演として神学的歴史の体系の役割を演じてきた⁽¹⁸⁾」というのです。

このような歴史が法則に従い、出来事が必然的パターンの一要素であるという考えの源泉には、目的論的な見方があるとバーリンはいいます。目的論 teleology、つまり人間や他の動物や非生物は、ある役をもち目的を追求しているとみる信念は、反経験的 anti-empirical な態度です。「目的論は理論でも仮説でもなく、それとの関連ですべてが了解され記述されるカテゴリーないしフレーム・ワーク⁽¹⁹⁾である」のです。言い換えますと、「目的論はいかなる種類の経験によっても確認も反駁もできない、信仰の一形態⁽²⁰⁾」にすぎないのです。さらに目的論と並んで、現象 appearance と実在 reality を区別する考え方があり、外見上の無秩序や混沌のより深い実在のレヴェルでは常に目的に向かっていく。その実在は認識可能であるとされます。また、目的論が唯一の歴史の形而上学ではなく、生じたことを説明し正当化するのは、「『上に』または『外に』あるいは『越えて』ある無時間的な永遠の超越的な実在であり、それは完全な不可避的な自己解明的な調和のなかに、現在あるままに永遠にある⁽²¹⁾」とするのです。さらに、自然科学の影響があり、形而上学的思弁を否定しますが、しかし「存在するものはすべて、必然的に物質的自然の対象であり、それ故科学的法則によって説明可能である⁽²²⁾」とされるのです。

では、「説明する」とは、どういうことでしょうか。「形而上学的であれ科学的であれ、これらの概念すべてに共通することは、説明するとは、無限の多くの事例をカバーする、一般的な定式に包摂することであり、法則の実例として提示することであるとする見解⁽²³⁾」であります。こうして何が起こったかだけでなく、何故起こったかをいうことが可能になると考えられたのです。「説明するとは『根底にある』パターンの発見」でありますから、何故生じたのかは混沌とした現象のレヴェルではなく、目的に向かっていく実在のレヴェルでは説明できるとしたのです。だが、こうした諸法則の確立は、事実上それ以外には起こりようがないと主張すること、つまり決定論の主張に他なりません。決定論の一つの特性は、「個人の選択の自由は究極的には幻想であり、人間が実際にしたのとは別の選択をすることもできたという見解は、通常諸事実の無知にもとづいて⁽²⁴⁾」とされるのであります。

(18) *Ibid.*, p.139, 訳 205 頁。

(19) *Ibid.*, p.130, 訳 189 頁。

(20) *Ibid.*, p.132, 訳 192 頁。

(21) *Ibid.*, p.132, 訳 193 頁。

(22) *Ibid.*, p.133, 訳 194 頁。

(23) *Ibid.*, p.134, 訳 196 頁。

(24) *Ibid.*, p.135, 訳 197 頁。

「説明する」ことは理解することであり、理解することはすべてを許し、正当化することになります。責任の問題はでてこない。イフを考え、違った歴史の道もありえたとして、賞賛ないし非難することは斥けられねばならない。事後的に生じた事実を描くことが不可避性にもとづく歴史学、法則的の把握をする歴史学であるとするならば、責任の問題はでてこないのであります。このことをパーリンは、兵隊になぞらえて、「ある秩序ある体系のなかの一員として、各人それぞれに神聖な独自の地位をもつという感覚が与えられる。我々は軍隊のなかの兵士のようなもので、もはや孤独であることの苦悩と罰に悩むことはない。軍隊は進軍し、目標は我々が選ぶことなく設定されている⁽²⁵⁾」と指摘しています。

こうして人間の責任の領域は狭められていき、ついには責任という概念は除去されるのです。そして、非個人的な必然的な諸力が、目的論にそって歴史的前進をもたらすとされるのです。「ボシュエ、ヘーゲル、マルクス、シュペングラーにとっては、この実在は客観的な『歴史の前進』という形をとる。⁽²⁶⁾」「個人の責任という見解を排除する歴史的决定論の方向に経験主義的議論が進むと、事態はいっそう重大になる。明らかに神学に代替する歴史の形而上学—シェリングやトインビーのような神正論—はここではもはや扱わない。⁽²⁷⁾」しかし、歴史の偉大な社会学的理論はモンテスキュー、サン＝シモン主義者やヘーゲル主義者、コント、マルクス、ダーウィンの支持者、フロイト、パレト、ソレル、ファシズム理論家まで皆、個人の責任を排除する決定論に陥りました。「このうちマルクス主義は、もっとも大胆に、かつ知的だったが、しかしその実践者は我々の理解に多くを付け加えたが、歴史を科学にしようとする勇敢で強力な試みは成功しなかった⁽²⁸⁾」と指摘しています。

要するに、パーリンにとっては、「歴史の方法は精密自然科学の規準にほとんど合致させえない。…人間研究の目的と方法を自然科学のそれと混同することは…ここ 100 年ばかりの間の最大かつ最も破壊的な誤謬の一つ⁽²⁹⁾」でありました。人間が自由を行使できる範囲は限定されているのであって、その被拘束性を認めながらも、道徳的選択をする能力にこそ他の動物には見られない人間の特性がある。人間は人間を超える力の操り人形ではない。それ故歴史的営為について賞賛したり批判したりすることは当然なされなければならない、と主張したのです。ですから、歴史家は過去を判断するよりも理解することにあるとするカーのような主張は、相対主義であり誤っている。「すべてを理解することはすべてを許すことである」という相対主義の憲章は誤っている、ということになるのです。カーの歴史論をはじめとするさまざまな形態の決定論は、判断停止を許すので誘惑的なも

(25) *Ibid.*, p.153, 訳 229 頁。

(26) *Ibid.*, p.126, 訳 181 頁。訳書では、「ボシュエ」の名前が抜けている。

(27) *Ibid.*, p.182, 訳 281 頁。訳書では、「トインビー」を「カーライル」と誤記している。

(28) *Ibid.*, p.182, 訳 281 頁。

(29) *Ibid.*, pp.165-166, 訳 251 頁。

のであるが、自由な選択、それにともなう個人の責任を排除してしまう責任回避のアリバイづくりの歴史哲学に他ならない、とバーリンは主張したのです。私は「歴史の不可避性」に関する点では、バーリンのこの主張が正しいと考えています。

『歴史とは何か』が出版されると、カーの挑戦に対してバーリンは『ザ・リスナー』への投稿、カーへの私信、そして『ニュー・ステイツマン』(1962年1月5日)への書評「カー氏の大隊」で反論します。歴史とは「歴史家と彼の諸事実の相互関連、現在と過去の間の絶えざる対話」であるとするカーの主張は「異例ではない。しかし歴史的客観性の問題、事実対解釈の問題、個人的見解と公的な真実の問題に悩んでいる人たちは、そこにほとんど光をみいださないだろう⁽³⁰⁾」と書きました。これはいままで批判してきた点をヨリ広くしてカーに攻撃をしかけたことを意味します。カーは理論が過去を説明するために使用されねばならないし、歴史の行為者の意識的動機と欲求は歴史を説明するのに十分ではないと主張していましたが、バーリンは、マルクス主義史学は抽象的な社会経済的因果関係だけを強調し、個人の思想、信念、意図を無視していると批判したのです。レーニンの意識的動機や目的はボルシェヴィキ革命にとって重要なファクターではないのか、もしスターリンがレーニンより前に死んでいたならば、つづくソ連の歴史のコースは異なっていたのではないかと批判したのです。

さらに、歴史から道徳的判断(moral judgment)を除去するというカーの考えは、結局勝者の歴史になり、権力保持者の歴史になり、それが進歩の名の下でなされると批判しました。これはカーの『ロシア史』第1巻が1950年にでたときに、すでにバーリンが批判していた点です。『ロシア史』はボルシェヴィキの歴史、勝者の歴史を描くことになっており、実際にメンシェヴィキは1905年以後はもちろんのこと、それ以前でもほとんど書かれていない。対立し戦い敗れていった人間の歴史が書かれていない、と批判していたのです⁽³¹⁾。カーは『歴史とは何か』の最後で、正しいゴールに向かう進歩的發展について書いているが、ここではカーはいつもの明解さが消えて急にあいまいになっているとして、バーリンは次のような批判をします。その運動が到達されるまではゴールが何であるか、また有効であるかは明らかでない。であるから、「この見解によれば、生じたことは何でもよい、なぜならそれが生じたからだ。...この奇妙な教義は、侮りがたい神学的系譜を持っているけれども、通常理解されているような合理的選択の見解とほとんど両立しない。しかし、それは歴史を大隊の物語とみなし、そして、進歩を権力にあるものは誰でも事実到達するものとみなすカー氏のすべての見解の源泉である。彼にとっては失敗と少数派は、トロツキーの有名な言葉『歴史の屑の山』に属するのである。そこではそれらのことは滞積したままでなければならず、(R.H. トーニーのようなセンチメンタリストの抗議にもかかわらず)人間についての諸事に関するまじめな学徒

(30) Isaiah Berlin, 'Mr Carr's Big Battalions', *New Statesman*, January 5 1962.

(31) Isaiah Berlin, Review of *The Bolshevik Revolution* (vol.1 of Carr's *A History of Soviet Russia*), in *Sunday Times*, December 10 1950.

がそれらに注目して悩むようなことがあってはならない。カー氏の社会生活のイメージは戦場のイメージであり、そこでは歴史家の仕事は勝者を拾いあげることである。⁽³²⁾

私は、このパーリンによる批判も正当であると考えています。

次に、カーの歴史論はある種の観念論、主観主義であるという点について検討してみたいと思います。カーの歴史哲学に影響を与えた歴史哲学者は二人いました。ベネデット・クローチェ(1866-1952年)とR.G. コリングウッド(1899-1943年)です。カーは『歴史とは何か』の第1章「歴史家と彼の諸事実」‘The Historian and his Facts’(「彼の」が欠けている翻訳は意味がとれないのですが)⁽³³⁾の最後で、結論的に「歴史とは歴史家と彼の諸事実との間の相互作用の継続的過程であり、現在と過去との間の絶え間ない対話である」と指摘しています。これはカー自身が書いているように、「すべての歴史は、『現代史』‘contemporary history’である」と宣言したクローチェをそのまま引き継いでいるものです。カーは「その意味するところは、歴史は元来、過去を現在の眼を通してみるところに、現在の問題に照らしてみるところに存するということであり、歴史家の主要な仕事は記録する record ことではなく、評価する evaluate ことである。なぜなら、もし歴史家が評価しないならば、いかにして何が記録するに値すると知ることができるのだろうか？」⁽³⁶⁾と書いております。つづいてカール・ベッカーが「歴史の諸事実は、いかなる歴史家にとっても彼が諸事実を創造するまでは存在しない」⁽³⁷⁾と意図的に挑発的な言辞を主張したことを紹介しています。

クローチェは、ヴィーコに魅せられ、ファンタジア論を変形させながら継承しました。クローチェはファンタジアと理性、利己性と道徳性は繰り返される歴史の過程ではなく、人間の精神の永遠なる表明であると捉えました。クローチェには、哲学のない歴史はありえませんが、概念や思想なしに歴史家は歴史的出来事を語ることはできないと考えていました。しかし哲学も歴史でした。こうして歴史と哲学の同一視は『純粹概念としての論理学』(1909年)⁽³⁸⁾のテーマになりましたし、さらなる詳細な展開は『歴史記述の理論と歴史』(1917年)⁽³⁹⁾でなされました。このなかで、クローチェ

(32) Berlin, ‘Mr Carr’s Big Battalions’.

(33) 「...『歴史家と事実』と記されているのは the historian and his facts である。なぜ his を入れなければならぬかといえば、歴史家が直面し相互作用を及ぼし合うのは大海のごとき無限定の事実ではなく、彼に関り合いを持ち、彼がすでに選択した事実であるからである。」(井上幸治『歴史とは何か』藤原書店、1991年、297頁。)

(34) Carr, *What is History?*, p.24, 訳 40 頁。

(35) *Ibid.*, p.15, 訳 24-25 頁。

(36) *Ibid.*, p.15, 訳 24-25 頁。

(37) Carl Becker, *Atlantic Monthly*, quoted in *ibid.*, p.15, 訳 24-25 頁。

(38) Benedetto Croce, *Logica come scienza del concetto puro*, 1909.

(39) Benedetto Croce, *Teoria e storia della storiografia*, 1917, 羽仁五郎訳『歴史記述の理論と歴史』岩波書店、1925年、『歴史の理論と実践』岩波書店、1952年。

は「編年史」と歴史を峻別し、「編年史」は死せる歴史であり、「歴史」は現代の歴史であるとししました。この「すべての歴史は現代史である」に凝縮されたクローチェの捉え方は、歴史と哲学の同一視へと導いたのですが、それは同時に、私の外にはいかなる客観的な事実も存在しないとする「観念論」を色濃く刻印していました。私という主体の精神が歴史に語らせたり歴史的出来事への共感を感じなかったならば、歴史は存在しないということです。これはヴィーコのいう共通感覚（コモン・センス）を受け継いだものであることは間違いないでしょう。

さらに、クローチェが影響を与えたコリングウッドは、芸術哲学と歴史哲学に重大な貢献をした20世紀唯一のイギリスの哲学者であり、ローマ時代のブリテン史（考古学）からヴィーコやラスキンの哲学までカヴァーする哲学者でした。コリングウッドは1920年代30年代のオクスフォード哲学の存在論を拒否しましたが、しかし観念論に組したのではありませんでした。彼は歴史学は行為者の思考を再現することであるとししました。再現とは、過去の事件を単に描写するのでもなければ、歴史家の精神が生みだすものでもない、と捉えた新観念論者です。死後1945年に出版された『歴史の観念』⁽⁴⁰⁾のなかで、現在の眼を通してでなければ、過去を眺めることもできず、過去の理解に成功することもできない、と主張した人です。これもカーは引き継いでいます。コリングウッドは次のようにいっています。

「歴史的認識とは、精神が過去になしたことに関する認識であり、同時に、精神が過去に行なったことを再行為する、つまり過去の行為を現在に永遠化することでもある。それ故、対象は単なる客体、つまり、認識する精神に外在する何かではない。対象は思考の活動であり、認識する精神がこの思考の活動を再行為し、さらに、再行為する精神自体を同時に認識する限りにおいてのみ、認識できる対象である。歴史家にとって、その歴史を歴史家が研究している諸活動は、眺められるべき景観ではなく、彼自身の精神を通して生きるべき経験である。諸活動が同時に主観的であり、即ち歴史家自身の諸活動なればこそ、諸活動は客観的になり、即ち歴史家に認識される。

かくして、歴史研究は歴史家自身の精神の諸力を歴史家に対して顕にするものといえるだろう。歴史家が歴史的に認識しうるものは、歴史家が自力で再思考しうる思考に尽きるから、自身がその思考を認識するに至ったという事実によって、歴史家は自身の精神がそのように思考しうることを知る、逆にある歴史上の事柄が歴史家にとって思惟できぬときには、歴史家が必ず自身の精神の限界を見いだしたことになる。⁽⁴¹⁾」

「すべての歴史は現代史である」という人口に膾炙したフレーズが含意するところは、史料そのものが歴史を語ることはない。歴史的事実が明らかになるのは、現在を生きている歴史家が現在の問

(40) R.G.Collingwood, *The Idea of History*, ed. by T.M.Knox, 1946, revised edition with Lectures 1926-1928, ed. by Jan van der Dussen, 1994, コックス編, 小松茂夫・三浦修訳『歴史の観念』紀伊国屋書店, 1970年, (2002年)(本稿はこの訳書によらない)。

(41) Collingwood, *ibid.*, p.218, 訳 234 頁。

題関心から過去に呼びかけたときのみである、ということでしょう。したがって、カーも歴史を研究するには歴史家を研究する必要がある、といういいかたをしています。同じころカーは、「事実は『それ自身が語る』ということはない。即ち、事実はそれ自身が語るということがあっても、どの事実が語るかを決定するのはその歴史家なのである⁽⁴²⁾」といました。これは歴史学にバイアスは避けられないということと同義ですが、ただカーは、バイアスは最小限にすべきだということです。もちろんカーは、史料によってバイアスを最小限にすることをしなければならないとしていますので、アルチュセールの弟子で「理論が歴史をつくる」としたヒンデスやハーストとも異なりますし、語り⁽⁴³⁾が歴史をつくるというようなポスト・モダニストとも異なります。しかし、重要なのは、カーの主張の根底に、「歴史的事実が、客観的に歴史家の解釈から独立に存在するという堅い核心的信念は、途方もない誤信であるが、しかし根絶することが非常に困難である⁽⁴⁴⁾」という存在論批判があるという点です。ランケなどの存在論は「19世紀的な自由主義的な」古くなった歴史観だとしているのです。ここにカーの歴史哲学がクローチェとコリングウッドの観念論、主観主義を継承したことによる問題点が潜んでいると思います。

日本ではフランス革命史と秩父事件の研究者井上幸治が、カーの歴史理論は「絶対的観念論」であると指摘していました。井上は『歴史とは何か』のなかでこういっています。「E.H.カーの批判するのは19、20世紀の歴史の客観主義であるが、それは自然現象と同じく歴史的事実は八百屋の店頭野菜や果物のように我々とは関係無く存在すると考えるものである。カー、さかのぼるとコリングウッド、さらにさかのぼるとB.クローチェの主体性の提起はこれに対する批判であり、主体的意識の中に歴史が発見され、事実を思惟過程に固定し、主観的観念論に陥っているということができる。」井上はカーに対して必ずしも批判的ではありませんが、日本の戦後歴史学者がカーの主張を全面的に受容していたなかで、井上の指摘は数少ない卓越したものであったといえるでしょう。

カーの観念論、主観主義は、ジェフリー・エルトンの存在論と対比するとその特質がより鮮明になると思います。エルトン(1921年-)は『歴史の実践』(1967年)のなかで、「過去の事実と事件の明確に残っている証拠を見ること、あるいはむしろ歴史家の精神よりも歴史の資料について批判的な判断を実行することを明らかにしようとしてこなかった人々⁽⁴⁶⁾」が歴史哲学について論争していることに驚き、批判します。エルトンはウィッグ的ランケ型の伝統的な歴史学の方法をとり、歴史家の外部にまず「歴史的真実」「historical truth」、客観的実在「objective reality」が存在する、とい

(42) E.H.Carr, 'History without Bias', *TLS*, December 30 1960.

(43) 「理論的および政治的実践としてのマルクス主義が、歴史叙述や歴史研究との提携から得るものは何もない。歴史研究は科学的にだけでなく政治的にも無価値である。」(B.Hindess and Paul Q. Hirst, *Pre-Capitalist Modes of Production*, London, 1975,p.312.)

(44) Carr, *What is History?*, p.6, 訳9頁。

(45) 井上『歴史とは何か』, 298頁。

(46) G.R.Elton, *The Practice of History*, 1967, 1969 (Fontana), pp. vii-viii.

う存在論 ontology が一義的であって、認識論 epistemology はその次にくる問題であるとしています。エルトンは、資料 material とは区別された史料 source のなかからのみ真実は発見される。それは文書を読む職業的訓練を受けた専門家によってのみなされる、としました。こうしてエルトンは、歴史を科学として捉えること、つまり法則的理解やパターン理解に反対し、カーだけでなく、アーノルド・トインビー、R.H. トーニー、クリストファー・ヒルなどのマルクス主義者も皆「かような法則の探求という犠牲に陥っている⁽⁴⁷⁾」として批判します。ですから、マクレンアンがいうように、エルトンは E.H. カーのような「空想家たち」を「脅威」であるとみなし、抽象化することや道徳性を持ちこむことは危険な「贅沢」とみなしました。エルトンはその代わりに徒弟制度による専門的訓練を受けた人のみが歴史研究ができるとして、「結局オクスブリッジの倫理の防衛⁽⁴⁸⁾」をしたというのも、私は正鵠を射ていると思います。

エルトンは 1991 年に『本質への回帰』を書いて、The Cook Lectures (1990 年) の The claims of theory では、レヴィ＝ストロースとミシェル・フーコーを批判したあと、「すべての歴史叙述は歴史家の精神における再演である⁽⁴⁹⁾」とするクローチェとコリングウッドを批判し、理論屋 theory-mongers の歴史家は、とりわけマルクス主義史家は、理論を検証に付すことをせず、史料もそれに合うように理解するし、あまりにも合わないときには史料を棄却する、と批判します。つづく The burden of philosophy では、エルトンにとっては、ポスト・モダニズムはハイデガーやアドルノのようなドイツ哲学とフランスのエスプリの危険なカクテルであるとしてしました。「前者は不可解のようだから賢明に見えるし、後者は不合理なことはいつもフランスではよりよく響くことを示している⁽⁵⁰⁾」と。ポスト・モダニストのヘイドン・ホワイトは、歴史家の作品はその作品よりも歴史家に依存すると考えるグループの中心になり、歴史の叙述は間接的な方法をとる、即ち、四つの様式 隠喩、代喩、換喩、反語 の一つを偶然とるとしているけれども、エルトンは、ホワイトなどのポスト・モダニストを皆誤っていると批判します。ポスト・モダニズムは、マルクス主義と同様にブルジョアジーの文化、価値、言説、権威を否定しようとしているにすぎないといえます。

私は、研究者の精神の外部に歴史的事実が存在するとするのは正しいと考えています。ただし、過去の出来事は、時間の経過とともに消え去るので、現在机の上りんごが在ると同じような意味で存在するとはいえません。にもかかわらず、人間が経験したという事実は客観的に存在しました。もちろんすべてが史料として残されているわけではありませんが、文書などの史料を現在の状況下にある研究者が選択し分析することによって事実に接近できると考えます。カーには存在論がないの

(47) *Ibid.*, p.42.

(48) G.McLennan, *Marxism and the Methodologies of History*, 1981, p.102.

(49) G.R.Elton, *Return to Essentials: Some Reflections on the Present State of Historical Studies*, 1991, p.12.

(50) *Ibid.*, p.28.

で、相対主義 relativism になるのは避けられません。私の歴史論はカーのとは異なり、存在論をもつ認識論ですので多元主義 pluralism になりますが、それはエルトンのような歴史家の判断を排斥する唯一主義 monism と異なるものです。

カーの歴史論がもつ主観主義、観念論はクローチェとコリングウッドから決定的な影響を受けたとすでに指摘しましたが、さらにその淵源を辿ってみると、ジャンバッティスタ・ヴィーコ(1688–1744年)までいきつきます。クローチェは『ジャンバッティスタ・ヴィーコ』⁽⁵¹⁾(1911年)を書き、コリングウッドはそれを英訳しました⁽⁵²⁾。カーはヴィーコについて論じることはありませんでしたし、ヴィーコを評価したのは『ヴィーコとヘルダー』(1976年)を書いたバーリンですから、系譜は複雑に錯綜します。バーリンは、「ヴィーコほど大胆かつ圧倒的に包括的歴史の取り扱い方 comprehensive historical treatment の重要性を力説した人はいなかった」と高く評価していますし、ピーター・パークは、ヴィーコが「民衆の知恵」‘sapienza volgare’が歴史に与える影響を最初に強調したとして社会史の起点をヴィーコにおいています⁽⁵⁴⁾。

17世紀末と18世紀初めのヨーロッパで支配的であったデカルトとその学派が要素還元主義をとり、要素を詳細に研究し、そこから近代合理主義が展開するのですが、ヴィーコは、インゲニウム ingenium、即ち「ばらばらに分離しているものを速やかに、適宜に、そして上首尾に一つに結合する知性の能力」⁽⁵⁵⁾を重視し、その眼であるファンタジア、即ちイメージを創造する能力を重視しました。デカルトが「真なるもの」は数学、ついで物理学であり、歴史学は趣味的なものにすぎず、「真なるもの」から最も遠いところにあるとしたのに対し、ヴィーコは「数学が真であるのは人間がつくったからだ。であるならば、歴史は人間がつくったのだから真なるものである」という、ヴェルム・ファクテウム命題を1710年の『イタリア人の太古の知恵について』⁽⁵⁶⁾で示しました。「ものを創造するものはそのものを理解できるが、単なるものの観察者には理解することができない」ということを示したのです。ヴィーコは『新しい学』⁽⁵⁷⁾の第1巻「原理の確立」第3章の「原理」におい

(51) Benedetto Croce, *La filosofia di Giambattista Vico*, 1911, 青木巖訳『ヴィコの哲学』, 東京堂, 1942年。

(52) Benedetto Croce, *The Philosophy of Giambattista Vico*, translated by R.G.Collingwood, 1913.

(53) Isaiah Berlin, *Vico and Herder: Two Studies in the History of Ideas*, 1976, p.xiv, 小池鍬訳『ヴィーコとヘルダー 理念の歴史:二つの試論』みすず書房, 1981年, 10頁。

(54) Peter Burke, *Vico*, 1985, p.87, 岩倉具忠翔子訳『ヴィーコ入門』名古屋大学出版会, 1992年, 123頁。

(55) Giambattista Vico, *De nostri temporis studiorum ratione. On the Study Methods of Our Time*, p.40, 上村忠男・佐々木力訳『学問の方法』岩波書店, 1987年, 70–71頁。

(56) Giambattista Vico, *De antiquissima Italorum sapientia*, 1710, 上村忠男訳『イタリア人の太古の知恵』法政大学出版局, 1988年。

(57) Giambattista Vico, *La scientia nuova prima* (第1版1725年), *La scientia nuova seconda*

て、何故、過去の人間の歴史が国も時代も異なるのに理解されうるのか、という歴史認識論の根本問題に答えて、次のようにいっています。「はるか古の原始社会を蔽っているあの濃い夜の暗闇のなかには、消えることのない永遠の光が輝いている。それは何人たりとも疑いに付すことのできない真理の光である。即ち、この文明社会 Mondo Civile [civil society] は確実に人間によってつくられたものであり、それ故その諸原理は我々自身の人間精神の形態化能力 modificazioni [modifications] の内部に見いだされうるものであり、またそうでなくてはならない。⁽⁵⁸⁾」この一節は、「作品全体の認識論的な基礎を含む」(アウエルパッハ)重要な一節です。諸国民の間には、相互に没交渉であっても、自分たちが人間として生きていくために必要かつ利益になるものについて判断する「人類の共通感覚」があり、これによって「永遠の理念史」を書くことが可能になるとしました。デカルトの「我惟う、故に我在り」の個人感覚に対し、ヴィーコは「共通感覚」の重要性を対置したのです。ヴィーコの思想は「反時代的」(カール・レーヴィット)であり、バーリンによれば、「数学はなるほど最も明晰であり、最も厳密であり、まったく論駁できないが、それは我々自身の精神の自由な創造物であるからにすぎないこと、数学の命題が真実なのは我々自身はその命題をつくったからにすぎないことを宣言することは、重要な一歩であった⁽⁵⁹⁾」という評価になります。

こうして、北の人、デカルトの近代合理主義に対して、南の人、ヴィーコの歴史的人間主義が生成され、北の知 = 「知識」(スキエンツィア)に対して、南の知 = 賢慮(ブルデンツィア)が提示されました。北の「理性」に対する南の「ファンタジア」、北の「個人感覚」に対する南の「共通感覚」の提示であります。

ヴィーコの思想と方法は、1世紀以上を経てジュール・ミシュレ(1798-1874年)へと継承されました。ミシュレは『フランス史』への「序文」(1869年)のなかで、「私はヴィーコ以外に師を持たなかった。彼の生命力の原理、人類は自らを創造するという原理こそ、私の著作と教義をつくつた⁽⁶⁰⁾」と書いていますが、じじつ、ヴィーコのインゲニウム、ファンタジア、コモン・センスの三つの概念は、ミシュレのなかに変形されながら継承されています。インゲニウムのことをミシュレは1825年8月のサント・バルブ校での講演「学問の統一についての話」において、「学問は一つである。言語、文学、歴史、物理、数学、哲学といった表面的には最も優れているとみえる知識も、本当はお互いに触れ合っているもの、というよりそれらが全体で一つの体系を形づくるものなのである。」「個々の事実についての知識は不毛であるし、しばしば有害なものとなることを忘れないで欲

(第2版1730年、最終版1744年の総称)。

(58) Giambattista Vico, *Principi di Scienza nuova*, Napoli, 1744 (the original copy in Keio Library), Italia Shobo Reprint, Tokyo, 1989, pp.113-114, 清水幾太郎責任編集『ヴィーコ 新しい学』中央公論新社, 1979年(1999年), 156頁 [331]。

(59) Berlin, *Vico and Herder*, p.15, 訳 56-57頁。

(60) Quoted in Berlin, *Vico and Herder*, p.93, 訳 192頁。

しい」と表現しました。⁽⁶¹⁾また、デカルト的な「個人感覚」ではなく、ヴィーコのいう「人類の共通感覚」を基準にして初めて、異なる国民民族がその歴史を有し、それ故歴史学が学として存在しうるとの認識論を継承して、ミシュレの『世界史入門』(1831年)が書かれました。ヴィーコにおける神は、ミシュレでは民衆に転形します。ミシュレが美術や音楽などの個々の小文字のrではじまるルネサンスを総合して、大文字のRではじまるルネサンスなる概念を最初につくったのも、インゲニウムの適用でした。ミシュレの『民衆』(1846年)が批判の対象とした上層階級は、『鳥』(1856年)では「生命の調和ある統一性を感じとることができない」「西洋の人間」全般にまで拡大され、科学の発展が人類を殺し破壊してきたこと、また科学の発達が人類を滅亡させるかもしてないことを、トマス・ピーコックの警鐘と同様に予示しています。工業化の進展により自然の破壊が進行すると、ミシュレの前に自然が畏敬すべきものとして現れ、エコロジカルな著作が書かれます。落ち葉のさまを描写して「死んで他を養う」生命体の「大いなる循環」を記す『女』(1859年)や、ミシュレ自身が山、樹木、岩などと一体化する経験を記す『魔女』(1859年)のように、ヴィーコを超えて東洋的(インダ的)なものに開眼していきます。ミシュレの業績は、ロマン主義歴史家の作品として長年軽視されてきたきらいがありますが、近年は彼の業績は欧米で再評価されつつあります。民衆自身が束縛から自らを解放し、自由に自己形成してきたことを跡付けた『フランス史』(1833年-67年、全17巻)を完結したとき、前述の1869年の「序文」が書かれましたが、そのなかでミシュレは、それ以前の歴史は「あまり物質的でない」と同時に「あまり精神的でない」と書きました。これは民衆が生活する土壌や気候も含めた物質生活史が欠けていたとの指摘であり、と同時に、思想や慣習も含めて民衆の精神史、心性史が欠けていたという指摘ではありますが、1920年代末に成立するフランス・アナール派社会史が民俗学や人類学の領域もとりにいれた全体史を構築する、その先駆的な視角を提示したといえるでしょう。

ルシアン・フェーブルはマルク・ブロックとともにアナール派を創設した社会史家ですが、1942年12月から43年4月にかけてナチス占領下のパリのコレージュ・ド・フランスで、「近代世界の形成—ミシュレとルネサンス」⁽⁶²⁾と題する講義を行ないます。100年ほど前、1840年にミシュレが『ルネサンス』を講義したのと同じ場所に立ったのです。いつ講義に中止命令がでるかもしれないという緊張した雰囲気のもとで、フェーブルはつづいて1943-44年には「歴史学の創始者ミシュレ」という講義を行ない、ミシュレの全体史の方法を高く評価し、歴史は全体的かつ総合的でなければならないと述べ、自分自身の歴史論にミシュレを投影させています。

アナール派の第一世代は、歴史学に新しい領域と方法を提示し、とくに中世史、近世史研究で大

(61) 大野一 道『ミシュレ伝』藤原書店、1998年、71-72頁に引用。

(62) この講義はポール・ブローデルが編集し、1992年にLucien Febvre, *Michelet et la Renaissance*として刊行され、1996年に石川美子訳『ミシュレとルネサンス—歴史の創造者についての講義録』藤原書店が刊行された。全体的総合的であることについては、とくに訳143-144頁参照のこと。

きな発展をもたらすこととなります。しかし、第二次世界大戦後のアナール派第二世代のフェルナン・ブローデル（1902–1985年）になりますと、三層の歴史が唱えられ、数百年にわたって変化しない深層の歴史こそが重要である。事件史・政治は水面に浮く泡のようなもので、重要なのは深層の歴史であると主張されます。ブローデルの『フェリペ二世時代の地中海と地中海世界』（1949年）では、深層の歴史として地中海の自然条件が詳しく語られることから始まり、事件史・政治史は表層の歴史として軽視されています。さらにアナール派の第三世代のアリエスやヴォヴェルになりますと、心性（マンタリテ）が深層では重要だとされますが、ここに至りますと、人間の無意識的領域の被拘束性が強調されることになり、人間が意識的主体的に社会や歴史に参加することが否定され、人間が歴史を創造するなどというのは幻想にすぎないということになるのです。ブローデル自身もともと歴史への参加を唱えたサルトルを否定してできたことが改めて想起されるべきでしょう。第四世代のシャルチエは、その失われた主体性を回復するべく、「読書の社会史」を提唱し、作者が作品に書いた意図を読者が宝探しのように読むのではなく、読者が読むという行為のなかに主体的創造性をみようとしますが、「大きな物語」が拒否されている状況下でも、これはあまりにも小乗的な試みといってよいでしょう。アナール派社会史における人間の主体性、能動性の問題は未解決な問題であるといえます。

以上、社会史の水源ヴィーコから流れ出る二つの系譜、即ち（1）ヴィーコ、クローチェ、コリングウッド、カーと（2）ヴィーコ、ミシュレ、フェーブル（アナール派社会史）について述べてきましたが、その他に、直接的ではないが親和性をもつ系譜が2つあります。一つはハーマン、ウィリアム・ブレイク、ジョン・ラスキン、ウィリアム・モリス、E.P. トムソン（文化的マルクス主義）へと流れていく文化的急進主義の系譜であり、もう一つはヘイドン・ホワイトを起点とするポスト・モダニズムの系譜です。

ヨージン・ゲオルク・ハーマン（1730–1788年）は、ゲーテが「その時代で最も明晰な頭脳の持ち主」と呼んだ人物ですが、啓蒙主義の抽象化、理論化、体系化に対し根本的批判を加えた、非近代合理主義の始祖です。ハーマンは「18世紀の啓蒙と理性の進軍に対する世俗的レジスタンス活動⁽⁶³⁾」を行ない、バーリンの言葉を借りれば、「理性とか、理論とか、一般論といったヒュドラが、どこでもその多数の忌まわしい頭の一つをもたげたならば、ハーマンはそれを撃つ⁽⁶⁴⁾」のでした。ハーマンは、ロンドンで1758年3月31日、創世記第4章の「兄弟殺し」について思索するなかで生じた宗

(63) Isaiah Berlin, *Three Critics of the Enlightenment: Vico, Hamann, Herder*, Pimlico, 2000, p.257, 奥波一英訳『北方の博士 J.G. ハーマン—近代合理主義批判の先駆』みすず書房, 1996年, 4頁（本稿はこの訳書によらない）

(64) *Ibid.*, p.257, 訳4頁。

教的回心により、啓蒙主義者であることを止め、啓蒙主義に批判の矢を放つことになり⁽⁶⁵⁾ます。1759年7月のカントとベーレンスによる啓蒙主義に復帰するよ⁽⁶⁵⁾うにとの説得を拒否し、間もなく書かれる『ソクラテス追憶録』(1759年)のなかで合理主義批判を開花させます。当時ソクラテスは啓蒙主義者にとって偶像的存在でしたが、ハーマンはそのソクラテスの仮面をつけて、逆説的に啓蒙主義者を批判する方法をとりました。その序論で、時間と空間を規定することなしに永遠に妥当する理性の客観的体系を掲げる啓蒙主義に対決し、ハーマンは「ソクラテスの無知は、感性 *Empfindung* であった。しかし、感性和理論的提議との間には、生きている動物とその解剖した骸骨との間にある以上の大きな差異がある。古今の懐疑家たちは、ソクラテスの無知という獅子の皮をまといたがるが、彼らの声と耳とによって本性を現してしまう。もし彼らが何も知らないならば、何故世界はこのことを学問的に示す必要があるのか。彼らの欺瞞は滑稽であり、傲慢である⁽⁶⁶⁾」と指摘しています。ハーマンは、ヴォルテールのような、ソクラテスの「無知」を自らの学問的前提的手続きとして使うような、「感性」なしの方法的懐疑を鋭く批判したのです。ハーマンは啓蒙主義者が無知という前提から証明の過程へと即座に飛躍することに現れる欺瞞性を批判したのです。もし飛躍せずに懐疑を貫くならば、無知は主体の自滅さえ起こしかねない深刻さがあることを、啓蒙主義者は理解できない。ハーマンにとって無知とは理性的認識の欠如ではなく、いっそう根源的な、自己存在を否定しかねない「感性」であり、実存的な感性のあり方そのものが問題だったのです。それ故、ハーマンの思想はキエルケゴールに強い影響を与え、その影響はさらにニーチェ、フッサールにまでおよびました。

ハーマンは、合理主義をデカルトまでさかのぼって批判します。デカルトの哲学の第1命題「我惟う、故に我在り」の思惟と存在の分離に疑念があるとして、ヤコービー宛に「我惟う *das Cogito* のあまり、高貴な我在り *das edle Sum* を忘れるな。」「デカルトは彼の我在り *Sum* を解決したとは思われ⁽⁶⁷⁾ない」と書き送り、自己の思惟は自己の存在の前に無力である、と指摘しました。身体的感性なしに思惟しうとした点は、精神と身体⁽⁶⁷⁾の二元論であり、プラトン主義の再現にすぎないと批判したのです。人間の本性のうち感性やファンタジアを理性以上に重視したハーマンは、デカルトが感性的認識を排除したとして批判しました。啓蒙主義によれば、客観的な構造、体系、法則は、いつでも誰でも十分な能力があれば、理解できるとされています。現在の経済学も含めて社会科学は啓蒙主義の前提 = 方法論的個人主義に立脚していますから、同じように、知的能力が十分にあれば普遍で永遠の法則も体系も理解できる。理解されないのは、それらが存在しないからではなく、十分な知的能力がないからである、としています。これとは正反対に、ハーマンは啓蒙主義者がそう

(65) Johann Georg Hamann, *Sämtliche Werke*, Bd.2, S.40,41; Johann Georg Hamann, *Londoner Schriften*, S.343-344.

(66) James C. O'Flaherty, *Hamann's Socratic Memorabilia*, 1967 (in English), p.166.

(67) ハーマンからヤコービー宛の1786年1月15日付、および、1776年10月26日付書簡。

称しているにすぎないとして、普遍的で客観的な構造も体系も法則も一切存在しないと主張したのです。ですから、人間の認識しうることは、断片的でしかありえない。このことをハーマンは書簡のなかで、「すぐに体系をつくらうとする虚栄、我が近代哲学の呪われたメカニズム」、「諸真理や諸原則、諸体系などというものは、私は耐えられない。破片、断片、奇抜、着想」⁽⁶⁸⁾とか、「体系はそれ自身ですでに真理の障害物である」⁽⁶⁹⁾というように表現しています。

要するに、人間の生は偶然であり特殊であるにもかかわらず、それらに必然性や普遍性を強制するように迫る理性は、暴力以外のなにものでもない。概念や抽象化を実行する瞬間に現実を把握することに失敗する。法則、体系化は現実逃避にすぎない、ということになります。現実を経験にもとづき感性的に認識する以外にはなく、したがってそれは断片的にならざるをえない。また、ハーマンは必然性と偶然性を区別する二元論も現実からの逃避であると捉え、因果関係とは「我々自身がつくりだした虚構（フィクション）、発明品にすぎず、因果関係は現実性に対応するものでないし、我々の側の観察や感情やその他の直接的理解力に対応するものでもない」⁽⁷⁰⁾と書いています。ハーマンは、粉々になるまで分裂させる働きである理性に代わって「総合的人間」の確立を求めた点でも、ヴィーコのインゲニウムとの親和性がみられます。デカルト、カント、ヘーゲルが専制的理性に賛意を示したのに対し、ハーマンは異論を唱え、「概念」Begriff, concept に代わって「形象」Bilder, image を、それに生みだす「理性」Vernunft, reason に代わって「想像力」Phantasia, fantasy を、「論理」Logik, logic に代わって「比喩」Metapher, metaphor を、そして「体系化」に代わって「断片化」を提示したといつてよいでしょう。

このハーマンは、ウィリアム・ブレイク（1757–1827年）と親和性をもちます。ハーマンは東ドイツのペーメの影響を受けていたのに対し、ブレイクは北欧のスウェーデンボリの影響を受けていたという相違はあるものの、反合理主義、生の横溢の芸術的表現、宗教的官能的構想力などの点は両者に通底しています。ブレイクは1790年代のロンドンの急進主義とも共振しています。⁽⁷¹⁾このブレイクからカーライル、ジョン・ラスキンを経てウィリアム・モリス（1834–1896年）に文化的急進主義が継承されていきます。モリスは現代の悪＝拝金主義に対して過去の徳を論じたカーライルの『過去と現在』（1843年）に魅せられ、カーライルの後継者ラスキンにも傾倒しました。モリスは、「いわゆるウィッグ主義に対し公然と反逆した若干の人々がいた。そのなかで2人を挙げれば、カーライルとラスキンである。後者は、私が実践的社会主義に参加する以前に、その理想に向かわせた私の師であった」⁽⁷²⁾と、『余はいかにして社会主義者となりしか』（1894年）のなかで書いていま

(68) ハーマンからリントナー宛の1795年7月16日付、および、1795年10月12日付書簡。

(69) ハーマンからヤコービー宛の1786年2月18日付書簡。

(70) Berlin, *Three Critics*, pp.290-291,297, 訳60,72頁。

(71) E.P.Thompson, *Witness against the Beast: William Blake and the Moral Law*, 1993.

(72) William Morris, *How I Became a Socialist*, repr. Nonesuch Morris, pp.657-658, 生地竹郎訳『ジョン・ボールの夢』未来社, 1973年収録, 171–172頁。

す。モリスは、イギリス・ロマン主義の芸術観から影響を受け、中世のギルド職人の全体的人間的労働に魅せられて、それとの対比で近代の機械制大工業の下での部分的・非人間的労働を批判しました。モリスにとっては、ヨーロッパの芸術は14世紀が頂点であり、その後は墮落の歴史でした。なぜなら、ルネサンスは天才的芸術家を生み出したけれども、それは少数であり、民衆の日常生活と芸術との乖離が始まったからでした。天才よりも民衆の日常生活のなかの芸術という視点は、社会主義と結びつく思想的土壌ができていたことを意味しますが、同時にそれはモリスが指導するアーツ・アンド・クラフト運動にみられるように、ロマン主義を色濃く刻印することになります。モリスが社会主義に接したのはフリーエですが、1883年にはマルクスの『資本論』をフランス語で読み、同年11月にオクスフォードで行なわれた「金権政治の下における芸術」という講演で、社会主義への改宗を表明しました。モリスは実践的にはハイドマンの「社会民主連盟」Social Democratic Federation に加入しますが、1885年には訣別し、バックスやエリナ・マルクスとともに「社会主義者同盟」Socialist League を創立し、「社会主義は漸進的な国有化ではなく、一切の私有財産の廃棄である⁽⁷³⁾」と宣言し、機関誌『コモン・ウィール』を発刊します。国有化を唱えるウェブたちの集産主義とは異なる社会主義を唱えたのです。モリスは議会にも選挙にも幻想をもつことを拒否し、『ジョン・ボールの夢』(1886年11月から翌年1月に『コモン・ウィール』に連載)に示された14世紀のケントの農民一揆のような民衆的革命運動を評価するのです。それはモリスの理論拒否と関連します。モリスは弟子のグレイスにこう語りました。「ざっくばらんに言って、僕はマルクスの価値論がどういうものか知らないし、また知ろうとも思わない。マルクスの理論を理解しようとしたこともあるが、政治経済学は自分には向いていないし、その多くは退屈なたわごとだと思われる。しかし、それにもかかわらず自分は社会主義者であると思う。怠惰な階級は裕福であり、労働者階級は貧しく、金持ちが富んでいるのは貧乏人から略奪したからだ、ということを知るのに経済学は要らないのだ。僕は自分の目で見てそのことを知っている。本を読んでそのことを確信させてもらう必要なんかないのだ。⁽⁷⁴⁾」労働者民衆の経験に立つ反理論の社会主義ですが、これはE.P. トムソンに継承されていきました。

E.P. トムソン(1924-1993年)は、「下からの歴史」history from below を唱えた「文化的マルクス主義」の旗手です。トムソンは上部構造と下部構造というマルクス主義の基本的枠組みを否定しました。その基礎には存在と意識とを分ける二元主義の否定があります。デカルトの思惟と存在の二元論をプラトン主義の再現であると批判したハーマンとまったく同じ捉え方です。トムソンは、ものを生産する経済過程で、生産物を構想しないでつくることなど不可能ではないか、「存在」はこちら、「思惟」はあちら、というわけにはいかないのだ。マルクスはもともとそのようなことをいっ

(73) W.Morris and E.B.Bax, *Note of the Manifesto of the Socialist League*, 1885, p.6.

(74) P. スタンスキー、草光俊雄訳『ウィリアム・モリス』雄松堂、1989年、80頁。

てはいないのに、後のマルクス主義者が機械的図式的に存在と意識、下部構造と上部構造とを分離して誤解したのだ、というのです。1973年ウォリック大学社会史研究所における前所長のトムソンの報告で、歴史上の問題でも、例えばエンクロージャーをとってみても、この部分は経済的な利益でなされ、この部分はエンクロージャー法という法律によってなされたなどと区別できますか。そして、実際の歴史分析でも上部構造下部構造という建築学的モデルは無意味であるといい切りました。このレクチュアは1978年に『理論の貧困』⁽⁷⁵⁾のなかで詳細に展開されることになります。こうして経済が文化・法律を規定するのではなく、文化が他の領域を規定するといういわゆる「文化的マルクス主義」が、1960年代のイギリスにおいて従来のモーリス・ドップのようなオーソドックスなマルクス主義にとって代わられました。経済よりも文化を、生産点よりもコミュニティーを重視するのです。

トムソンの『イングランド労働者階級の形成』⁽⁷⁶⁾は社会史の名著ですが、そこでは生産手段から切り離された即自的 an sich な労働者階級がまず出現し、次に資本家との闘争するなかで向自的 für sich な階級が形成されるというオーソドックスなマルクス主義ではなく、階級意識をもった労働者の出現をもって労働者階級（単数）の形成とするという理論が提示されました。イギリスではその意味での単一の労働者階級の形成は1830年初期までになされたのですが、そのさい階級意識とは、暴動、密猟など多様な社会的異議申し立てをすべて含む広い定義であり、近代的社会主義と関連するものではありません。トムソンは、何らかの運動が生じて初めて労働者階級が形成されたとしたのです。そのさい産業革命による資本賃労働関係の形成よりも、むしろ文化的伝統の継承（トムソンは非国教徒的伝統、民衆的群集行動、生まれながらにして自由なイングランド人 free-born Englishmen という信条の三つの伝統を重視しましたが）を重視しました。オーソドックスなマルクス主義が上部構造、下部構造という史的唯物論のテーゼに拘束されて、ある社会構成体の文化は支配階級の文化であるとみなしていたのに対し、トムソンはその枠をはずしたことによって資本主義社会のもとでの民衆文化を初めて照射することができました。そして、18世紀の食糧暴動や1810年代のラダイト運動などに民衆の潜在的革命性を見いだしたのです。食糧暴動は「モラル・エコノミー」に浸った民衆の異議申し立てとして分析し、また、ラダイト運動に加わった靴下編工やジョアンナ・スコットの民衆宗教の支持者たち、即ち歴史の進歩に無縁な「時代遅れ」とされてきた人々を、歴史の舞台に復権させたのでした。このように、トムソンは法則的理解ではなく、人間、個人の歴史に果たした役割を再評価し、しかも偉大な政治家のような個人ではなく民衆の歴史への参加を、固定的ではなく変化する社会との弁証法的関連で解明したのです。

(75) E.P.Thompson, *The Poverty of Theory*, 1979.

(76) E.P.Thompson, *The Making of the English Working Class*, 1963, 市橋秀夫・芳賀健一訳『イングランド労働者階級の形成』青弓社、2003年。

ヴィーコの影響の最後、4番目の系譜としてヘイドン・ホワイトを起点とするポスト・モダニズムの認識論に移ります。1980年代に入りますと、ポスト・モダンの歴史学が世界中で大きな影響を与えはじめました。ポスト・モダンはもともとアメリカやフランスの文芸批評から始まり、しだいに歴史学にも「侵入」してきたものです。イギリスは経験主義、実証主義の国ですから、影響は比較的小さかったのですが、それでも1980年代初めには、ギャレス・ステドマン・ジョーンズが「チャーティズム再考」⁽⁷⁷⁾を書いて、最初にイギリスの歴史学にポスト・モダンの方法を適用しました。1994年に私は偶々イギリスの三つの学会（経済史学会、経営史学会、労働史学会）に出席する機会がありましたが、それぞれの学会長が挨拶でいずれもポスト・モダンがイギリスに侵入しつつある、警戒しなければならないと口をそろえていっていたことが印象的でした。

ポスト・モダニズムはソシュールの言語学に基礎をおくもので、言語は直接指示対象をもたない non-referential ということから出発します。従来19世紀には言語が実体を表わしているとする反映論だったのですが、ソシュールは『一般言語学講義』（1906–1911年、第1–3回講義）に示されるように、その反映論を否定しました。それは、表現と実体は分離できない存在であるということであり、ア・プリオリに存在する実体を何らかの手段で表現するのではないということであり、実体と表現は同時に生まれる、表現なしには実体は存在しない、ということでもあります。それを歴史学に適用しますと、表現されたもの、つまり文字で書かれた史料をいくら読んで分析しても、実体、つまり歴史的事実接近することはできないということになります。これは「言語論的転回」と呼ばれる方法論であり、従来のような文書史料を収集し分析すれば事実が解明されるとする方法論は、「素朴実証主義」として非難の対象にされ、排除されてしまいます。

ヘイドン・ホワイトは、ヴィーコを詳細に研究していますが、⁽⁷⁸⁾『メタヒストリー』（1973年）のなかで、歴史の著作とは、「散文による語りの言説である」⁽⁷⁹⁾とし、次のようにいいます。「歴史家は、すでに形成された出来事がまったく無秩序な状態にあるという事態に直面しており、そこから自分が語る物語の要素を選ばなければならない。歴史家は、ある出来事を含め、他の出来事を除外することによって、ある出来事を強調し、他の出来事を下位におくことによって、自分の物語をつくる。この過程は…ある特定の種類の物語を形成するために実行される。即ち、歴史家は、自分の物語を『プロットに編成する』⁽⁸⁰⁾のである。」ホワイトが、ヘーゲル、ミシュレ、ランケ、トクヴィル、ブル

(77) Gareth Stedman Jones, 'Rethinking of Chartism', in his *Language of Class*, 1983. これに対する批判としては、松村高夫「社会史の言語論的アプローチをめぐって——ステドマン・ジョーンズ『チャーティズム再考』を再考する——」『三田学会雑誌』86巻3号、1993年12月を参照されたい。

(78) ヘイドン・ホワイトのヴィーコ論は、報告 'What is Living and What is Dead in Croce's Criticism of Vico', in *Giambattista Vico, An International Symposium*, ed. by G. Tagliacozzo, and co-ed. by Hayden White, 1969. を参照されたい。

(79) Hayden White, *Metahistory*, 1973, p. 2.

(80) *Ibid.*, p.6.

クハルト、さらにはマルクス、ニーチェ、クローチェを詳細に分析したのち導きだした結論は、「正当な歴史」‘proper history’は存在しえない。従来なしてきたことは、詩的洞察 poetic insights の形式化 formalization であり、それが理論や哲学に先行している、というものでした。したがって我々は諸説の選択に迫られるが、その選択の根拠も、認識論的というよりむしろ審美的ないし道徳的 aesthetic or moral rather than epistemological であり、歴史の科学化なるものも歴史の概念化の特殊な様式の選好宣言にすぎない、というのです。

ホワイトはさらに『形式の内容 物語、言説、そして歴史的表象』(1987年)のなかで、歴史的記述の物語性 narrativity は歴史家が、ないし歴史学の共同体が、歴史の客観的実在をもつ特殊な科学に転形しているにすぎないと指摘したのち、次のように書いています。「私[ホワイト]が示唆しようとしてきたことは、現実の出来事を表現するとき物語性そのものに付与されるこの価値が、想像でありかつ想像でしかありえないような生のイメージがもつ一貫性、統一性、豊かさ、終結とを、現実の出来事に表示させたいという願望から生じるということである。現実の出来事の連続が、我々が想像の出来事について語るような物語の正式な属性を有しているという見解は、願望、白昼夢、あるいは幻想にしか起源を持ちえないものである。⁽⁸¹⁾」この世界は本当に中心の課題があり、正当な起承転結が一貫するという物語のように動いているのだろうか。これがホワイトの提起した問題の核心であります。そして、物語(言説)と現実の出来事(歴史的事実)との関係は、対応関係が複数あるか、断絶しているということであり、言説と事実との間に一対一の対応関係があるということは否定されているのであります。

ジャン・フランソワ・リオタールの『ポストモダンの条件—知・社会・言語ゲーム』(1979年)になりますと、ポスト・モダニズムを「中心の死」‘death of centres’を目撃し、「大きな物語」metanarrative への不信を示すものと特徴づけます。ポスト・インダストリーの時代に入ると、情報革命以後知のステイタスにも変化が生じ、知は生産力になり知の商品化が広まる。それにともないそれまでヨーロッパの発展に意味を与えてきた(ヒューマニズム、自由主義、マルクス主義といった)巨大な形而上的な啓蒙という物語がその生命力を枯渇したとしています。ヨーロッパ中心とかジェンダー中心というような、中心を前提として特権的な枠組みをたて正統性を主張していた形而上学は、じつは決して普遍的なものではなく、特殊な利益に役立つ虚構であったとされるのです。

以上、ホワイトとリオタールに代表させてポスト・モダニズムの特徴と述べてきましたが、この歴史学へ適用は「言説の歴史学」として、さらには表象の歴史学、記憶の歴史学としてきわめて大きな影響を与えつつありますが、私はポスト・モダンの歴史学は歴史学の自殺行為であると考えております。それは歴史的事実の究明を実証的に行なうことの否定につながるからであります。

(81) Hayden White, *The Content of the Form: Narrative Discourse and Historical Representation*, 1987, pp.24-25, 海老根宏・原田大介訳『物語と歴史』《リキエスタ》の会, 2001年, 53-54頁(本稿はこの訳書によらない)。

2. 「歴史認識問題」

最後に、「歴史認識問題」について述べたいと思います。

私は1945年以降の日本のいわゆる「戦後歴史学」が戦前の皇国史観を否定し、戦後の民主主義の進展と軌を一にして、日本の学界にも社会にも優れた貢献をなしたと考えており、高く評価しています。と同時に、大きな欠点も内包していたと思います。「戦後歴史学」は1970年頃からしだいに批判を受けはじめますが、とくに1990年代になり、戦前日本の植民地支配下にあったアジアの国々の民衆が、従軍慰安婦、強制連行・強制労働、南京事件、731部隊と細菌戦、毒ガス戦などの被害者が声を上げますと、この人たちが「戦後歴史学」の射程に入っていなかったことが明らかになりました。しかし、歴史学の方法論上どこに問題があったのかという検討は、十分になされてきてはいないように思われます。加えて、ポスト・モダンの歴史学が影響を与えはじめ、従来の歴史学を「素朴実証主義」と非難する「言説の歴史学」が前面にでてきていますので、歴史学における危機は深まっているように私は思います。

「戦後歴史学」は、概して法則的把握を軸とし、「世界史の普遍的法則」のようなテーマは歴史学研究会にたびたび現われましたが、事後的に起こったことを扱い、その原因・結果を解明するという方法が大半だったといつてよいでしょう。ですから、E.H. カーの『歴史とは何か』が概ね受容されました。バーリンの指摘したように、それは勝者の歴史になり、責任の問題もでてこない歴史論であり、イフの問題は歴史学では扱わないという態度でありました。念のためにいいますと、「反事実的分析」counter factual analysis はイフを設定し、もし南部に奴隷制がなかったならば、...とするのですが、ここでいうイフとはちがうものです。この「戦後歴史学」の方法論では、1990年代に至るまで、先にあげた従軍慰安婦等々敗者の問題は扱えなかったのです。このようにいいますと、社会運動史や労働運動史や民衆史があったではないかという反論もありそうですが、そのような歴史もやはり法則的把握を軸としてなされており、民衆としての個人が正当に分析に組み入れられたとはいえません。バーリンの提起した歴史における個人の役割は、あるときには特殊性は一般性のなかに包摂されるという抽象的理論的レベルで納得しているばあいもありました。「戦後歴史学」の批判の一つとして社会史が現れたときも、従来のマルクス主義的法則的理解に社会史のいう個人を接木しただけの研究も現われました。

ある時点で歴史はいくつかの方向にいく可能性があり、その一つが選択されたのだ、という歴史家の仕事は、私の知る限り多くはありません。坂野潤治の『昭和史の決定的瞬間』(2004年)はその数少ない本です。坂野は、満州事変以降しだいに軍の力が強まり、五・一五事件や二・二六事件を経てついに日中戦争に突入したとみるのは正しくない。民主化がしだいに高まっていったその頂点で、1937年の日中戦争が勃発したとみるのです。坂野は戦前昭和の20年間の最大の危機と転換点

は、1931・32年と1936・37年の二つがあったと指摘します。前者の危機は満州事変と、10月事件という未発のクー・デターと大恐慌で始まり、1932年の五・一五事件で一応の決着をみます。その本が主に扱うのは1936・37年の危機と転換点です。戦後の日本政治史はファシズムと戦争の分析に偏ってきたため、二・二六事件は詳しく研究されてきましたが、坂野はその6日前の2月20日の総選挙との同時性に注目します。総選挙の結果は右派陣営の政友会が71議席減で171議席になり、国民同盟が5議席減、反対に左派陣営は自由主義的な民政党が78議席増で205議席と政友会を34議席上回り、社会大衆党を含めた社会主義者が17議席増という結果でした。もし社会大衆党が中心になって民政党をも含めた「日本版人民戦線」が結成できたならば、466議席中227議席を占め、衆議院の過半数まで7議席不足だけだったのです。ただ、民政党と社会大衆党の間には大きな溝がありました。

二・二六事件の青年将校の反乱目的は、統帥権を干犯する天皇機関説を打破することにあります。岡田首相の殺害には失敗しましたが、高橋蔵相の方は成功しました。この二人は美濃部達吉や永田鉄山と組んで、天皇機関説を実体化した内閣審議会・内閣調査局を設立した張本人にみえたからでした。もう一つの目的は、1930年のロンドン軍縮のさい、軍令部長の「^{イアクシヨウソウ}帷幄上奏」を妨げた内大臣と侍従長を殺害することでしたが、斉藤実内大臣を射殺し、鈴木貫太郎侍従長にも重傷を負わせました。反乱軍の目的はこの点でも達せられました。また、第3の目的は、陸軍内統制派の陰謀で、青年将校に信望のある真崎甚三郎大將が教育總監を罷免されたのち、跡を継いだ渡辺錠太郎を殺害することでしたが、これも成功しました。二・二六事件により内閣は機能不全に陥り、「天皇機関説」を一時とはいえ機能不全に陥れました。

事件鎮圧3ヵ月後に開かれた特別国会において、有名な斉藤隆夫の肅軍演説にみるように民政党が軍を批判しはじめたのは、先の選挙結果を背景にしたものでした。だが、麻生久の指導する社会大衆党は、政友会、民政党の双方を一部特権階級の利益を守る政党として批判し、自らは陸軍の国家改造に期待し「広義国防論」をとりました。「平和」か「改革」かの選択は、1936年の日本人を岐路に立たせました。宇垣一成が軍ファシズムとその対外侵略主義を阻止しようとして出馬を決意し、天皇に組閣を命じられながらも、石原莞爾を中心とする陸軍の圧力によって陸軍大臣をえることができず、1937年1月末宇垣内閣が流産しますが、その時点までは人民戦線は（大森義太郎のそれのように）活発に論じられ、試行されていたのです。ですから、坂野は1936・37年を重要な転換点とみるのです。

坂野は自らの方法論を自覚的に次のようにいっています。「『歴史の必然』を重視しすぎたり、『歴史にイフは禁物である』とする歴史観に、私は同調することはできない。天皇から組閣の大命を受けた宇垣の内閣組織が、初めから挫折を運命づけられていたと断定するのは、『できなかったものは、できなかった』と言っているにすぎない。このような史観を現代に適用すれば、ブッシュ大統領のイラク攻撃も、それを支持して自衛隊をイラクに送ろうとしている小泉首相の政策も、すべて

歴史の必然になってしまう。⁽⁸²⁾

家永三郎『戦争責任』(1985年)も選択肢があった時点がいくつかあった。そして戦争への道を選択したのだから、戦争責任は当然生じてくる、としています。家永は、現在なお戦争責任を論ずる必要性は、「現在日本の内外には十五年戦争の惨禍のために回復しがたい心身の痛手に悩みながら生きている人々がまだ少なからず見出されるからである」として、弱者、被害者を対象とすることが必要不可欠であるとしています。そして、日本では「責任のけじめが明確につけられることなく今日にいたっているからである」としています。さらに、戦争責任の所在を明確にすることは、「特に十五年戦争を開始し遂行した日本国の国民にとり、国内的にも国際的にも回避できない責務」としました。そして、「戦争責任の全体系的把握が必要」であると提唱しました。⁽⁸³⁾

家永は、「戦争についても、歴史的必然であり不可避であったという見解が、さまざまの異なる立場から主張されている。たしかに歴史的現象は、あとから回顧するときには、しかるべき諸原因が継起した結果として必然不可避であったかのように見えるであろう。しかし、歴史が人間の主体的実践の軌跡であり、なんらかの形または程度において人間の意志がはたらくことなしに展開するものではないから、自然科学的法則により必然的に発生し継起する自然現象の場合と同じように必然不可避と言うことはできない。」「人間を意志決定に基づいて実践する主体的存在と見るかぎり、その主体的行為による結果に対し責任の問題の生ずることは避けられない。責任を問うことのできないのは、自然法則により決定され主体的意志を有しない自然物であって、人間ではない。このように考えてくるとき、あの時はあれよりほかにいたし方がなかったとか、戦争中のことについて戦後になってかれこれ言えないとかいう類の、戦争責任否定の言いのがれは、人間の本質に照らして成立しないことが明らかとなるであろう」として、このかぎりではパーリンと同じ認識論に立っています。ただし、家永のばあいは、責任の度合いは天皇や軍指導者と一般国民とは異なるとしている点が重要です。即ち、「何よりもまず日本国家とその機関の地位にあった日本人個人が、他国・他民族に対して負わねばならない責任を数えねばならないが、...その反面、権力の座にいなかった被治者としての日本国民には責任がないかと言えば、やはり権力者のとは別の意味での責任があったと思う。ただし、この場合は権力を行使する地位にはなかったけれど権力の意志に忠実にしたがってその実現のために影響力を行使した人々と、『単なる追従者あるいは服従者』(丸山真男)との責任の相違は、十分考慮されるべきであろう」として「一億総懺悔論」を批判している点が重要です。⁽⁸⁴⁾ここで、家永が日本人個人の責任といていることに留意する必要があるでしょう。

この家永三郎が、文部省による教科書検定を違憲違法として告発する(第1次)訴訟を1965年

(82) 坂野潤治『昭和史の決定的瞬間』筑摩書房、2004年、82頁。

(83) 家永三郎『戦争責任』岩波書店、1985年、1-2頁。

(84) 同上書、23-24、26、33-34頁。

6月に起こします。1984年1月には、1980年代の教科書検定を告発する第3次訴訟を起こします。論点は南京大虐殺、731部隊、日清戦争中の朝鮮人民の反日抵抗、沖縄戦における日本軍による住民殺害（「集団自決」）など主に日本の戦争責任に関する数点に絞られました。731部隊に関しては、家永が高等学校用日本史教科書に「ハルビン郊外に731部隊と称する細菌戦部隊を設け、数千人の中国人を主とする外国人を捕らえて生体実験を加えて殺すような残虐な作業をソ連の開戦にいたるまで数年にわたってつづけた」と書いたところ、文部省が「731部隊のことは現時点ではまだ信用にたえうる学問的研究論文ないし著書などが発表されていないので、これを教科書に取り上げるのは時機尚早である」として削除を命じたものです。第一審では、国側から秦郁彦、家永側から江口圭一、森村誠一が証人として東京地裁で証言し、1989年の第一審判決で家永側が敗訴となった頃から、私は家永教科書裁判に関わりはじめました。

羽仁五郎は、1966年の講演「現代に生きる歴史学徒の任務」のなかで、次のようにいいました。「現代の学問、現代の芸術とは何か。ぼくが一生かかって最近到達した結論は、こうだ。現代の歴史学はアウシュヴィッツから出発しなければならない。これがぼくの結論である。…アウシュヴィッツから出発しない歴史学は現代の歴史学ではない。それは近代の歴史学であるかもしれないが、現代の歴史学ではない。アウシュヴィッツは、いうまでもなく、ポオランドの地名ではない。それは日本にもあった。日本にどういうアウシュヴィッツがあったか。そのひとつを最近明らかにしたのが、日本にいる朝鮮人の一人である若い歴史家朴慶植君の著書『朝鮮人強制連行の記録』である。⁽⁸⁵⁾」私は1960年代半ばに朴慶植の本が刊行されたころ、朝鮮人・中国人強制連行について修士論文⁽⁸⁶⁾を書きましたが、当時は731部隊のことはほとんど知られていませんでした。もし731部隊のことがわかっていたならば、羽仁五郎は日本のアウシュヴィッツは731部隊である。現代史は731部隊から出発しなければならない、といったにちがひありません。

私は後に述べますように東京高等裁判所で731部隊に関して証言することになるのですが、それに先立つ1年間ほど、研究者（君島和彦、児嶋俊郎、江田いづみ）や弁護士（渡辺春己、小林正彦）と史料を収集し分析し検討を重ねました。731部隊は正式名を関東軍防疫給水部といい、1937年7月、日中戦争が勃発すると、細菌化学戦研究を本格的におこなうため、それまで背陰河にあった石井部隊をハルビン郊外の平房に移転し、その地に1938年から39年にかけて巨大な施設を建設しました。以後1945年8月に証拠隠滅のために爆破して撤退するまで、少なくとも3000人の中国人を主とする人々を人体実験の対象とし、全員死に至らしめました。日本の関東憲兵隊は中国各地で日本の侵略に抵抗した人を捕らえ、当時の軍隊用語で「特移扱」と称された特別輸送により組織的に731部隊に送り込みました。そこで開発した細菌兵器は、実際に1940年から42年にかけて中国の十数地

(85) 羽仁五郎『羽仁五郎歴史論抄』筑摩書房、1986年、107頁。

(86) 松村高夫「日本帝国主義下における植民地労働者 在日朝鮮人・中国人労働者を中心にして」、『経済学年報』（慶應義塾経済学会）、第10号、1967年、107-191頁。

域で空からあるいは地上で撒布され、多数の犠牲者をだしました。1940年10月には浙江省の衢州、金華、寧波にペスト感染ノミを飛行機から投下しました。翌年1941年11月には、湖南省の常德にやはりペスト感染ノミを投下しましたし、翌年42年には、浙贛作戦で打通後、日本軍が撤退するときに地上でペスト菌やコレラ菌を撒きました。

ペスト感染ノミは731部隊の独自の発明であり、当時の世界の微生物学の常識を超えていました。私は1991年にケンブリッジで91歳のジョセフ・ニーダムにインタビューしたことがあるのですが、彼はライフワークの『中国における技術と文明』を完結すべく日曜もニーダム研究所で仕事をしておりました。写真で見ると非常に背の高い人だったのですが、加齢によりずいぶん小さくなっていましたし、ヴィップをつけており、立ち上がって握手をすることも困難な状態でした。しかし記憶力は鮮明で、当時中国にいたニーダムは日本軍による細菌投下のことを記憶していて、生菌が空中から投下されても地上に着くまでに死んでしまうというのが当時の微生物学会の常識だったと証言しました。ペスト感染ノミを穀物などと一緒に飛行機から投下しますと、穀物を食べにくる地場のねずみにノミがたかりペストに感染する。こうしてペストがねずみを媒体として広がっていきます。細菌戦の恐ろしい点、つまり日本軍にとっての「メリット」は、2次、3次感染により次々に感染が拡大し、原因が不明になり、「温病」といわれてペストであることもわからなくなることにありました。例えば、衢州に投下したペスト菌はその都市に多数の被害者を出しただけでなく、120キロ離れた義烏から出張に来ていた一人の鉄道員に感染し、彼は義烏に戻ると翌日亡くなりますが、その市に200名以上のペスト患者を発生させます。さらに地方国民党政府に感染がわかると家を焼かれる、家族は収容所に入れられるというので、ひそかに近隣に逃げます。するとそこで感染させてしまいます。義烏の近隣の村の一つ崇山村では、1200人余の村民の400人余、約3分の1がペストで死んでいます。常德でも、市の中央にペスト菌が投下され、防疫活動の結果死者は6名に抑えるのですが、感染したねずみが拡散していき、近隣の村々での死者は現在7000名を超えていることがわかっています。細菌戦実施の結果、中国人犠牲者が多数でたことは、1990年代に入って日本から市民団体（弁護士、医者、研究者を含む市民）が調査に入って明らかになってきたことです。私も何回か調査に同行しましたが、行くたびごとに犠牲者数が増えてくるというのが実状です。現在はそれぞれの村に調査委員会ができ、詳細がわかりつつあり⁽⁸⁷⁾ます。

私は1991年9月に家永教科書訴訟の控訴審で、731部隊に関して歴史家として東京高等裁判所の証言台に立ちました。国側の証人としては秦郁彦がふたたびでできました。私の裁判所に提出した「意見書」および双方の証言の記録は、その後『論争 731部隊』（1994年）に収録されています。とくに私や秦証人への反対尋問と応答とは速記録が載せられており、劇作家横田与志はそれを「ド

(87) 松村高夫・解学詩・郭洪茂・李力・江田いづみ・江田憲治『戦争と疫病—731部隊のもたらしたもの』本の友社、1997年。

ラマよりおもしろい」と評したものですから、「歴史認識問題」を考えるために関心のある方には是非とも読んでいただきたいと思います。私は証言でおおよそ次のようなことを述べました。まず、現代史ではとくにオーラル・ヒストリーが重要であること、森村誠一『悪魔の飽食』第1部（1981年）は旧隊員からのオーラルを使っているだけでなく、戦前の医学学術論文などとクロスさせて書いていること、そして取材は日本からアメリカ（第2部）、中国（第3部）へと広がり、現代史研究の空白を埋めたものとして歴史学にも大きく貢献したことです。そして、文部省による検定がなされた1983年の2年前に、すでに森村誠一『悪魔の飽食』、常石敬一『消えた細菌戦部隊』、ジョン・パウエル「歴史における隠された一章」が発表され、731部隊のことは公知の事実になっており、教科書に書くには「時期尚早」とする文部省の判断過程には「看過しがたい過誤があった」と主張したのです。

私は「意見書」のなかで現代史の史料、とくにオーラル・ヒストリーについて、次のように書いています。

「森村誠一『悪魔の飽食』等が旧部隊員の聞き取りにもとづく作品であるから信頼しえないとする見解が一部に存在するので、この点についても念のため次のことを指摘しておきたい。今日の歴史学においては、史料として文字に残された文献的史料だけでなく、絵画、センサス、遺跡等々人間の営為を記録しているものも広く使用するようになってきている。そこにはオーラル・ヒストリー（聞き取りによる歴史学）も含まれる。…確かに、話し手は過去を美化したり誇張したりする傾向があるから、オーラル・ヒストリーでは慎重な検討が必要である。だが、この史料批判という点では文字に書かれた文献的史料についても全く同じように行わなければならない。その意味で、オーラルによる史料と文献的史料は全く平等の市民権を持つものである。とくに731部隊のように証拠隠滅が意図的になされたばあいには文献的史料の残存率は極めて小さいから、オーラル・ヒストリーの果たす役割はより強調されて然るべきである。英国では1973年に「オーラル・ヒストリー学会」が設立され、学会誌『オーラル・ヒストリー』を刊行し、オーラル・ヒストリーの方法が定着しているが、わが国でも現代史研究でオーラル・ヒストリーを使用することは常識となりつつある。⁽⁸⁸⁾」

戦後アメリカは4次にわたる調査団を日本に派遣して731と細菌戦を調査しますが、第1次のサンダースと第2次のトンプソンのレポートは、旧隊員たちが口裏を合わせたため人体実験については記述がありませんが、第3次のフェル・レポートと第4次のヒル・レポートには人体実験をしたことが明記されています。ペンタゴン宛のフェル・レポート（総論、1947年6月20日）には、炭疽、ペスト、腸チフス、パラチフス、赤痢、コレラについて「特記なきときは、ここで示されたデータは、すべて人体実験によるものである」と明記されているのです。また、ヒル・レポート（1947年12月12日）には、「日本の科学者が数百万ドルと長い歳月をかけて得たデータ」を「我々自身の研

(88) 松村高夫編『<論争> 731部隊』晩聲社、1994年（1997年）、40-41頁。

究所では得ることができなかつた。なぜなら、人間に対する実験には疑念があるからである。これらのデータはこんにちまで総額 25 万円で獲得されたのであり、研究にかかった実際の費用に比べればほんのはした金である」と報告されています。これは戦後、アメリカ政府と 731 部隊の石井四郎たち高官が裏取引をし、彼らを戦犯免責する代わりに、人体実験を含む細菌製造と投下のノーハウをアメリカ政府が根こそぎ入手した結果です。この裏取引は、1981 年のジョン・パウエル「歴史における隠された一章」で初めて暴露された事実ですが、裏取引の結果、東京裁判では 731 と細菌戦は裁かれなかつたのです。南京虐殺などを明らかにする歴史研究に対し、それは自虐史観であるとか東京裁判史観であるとする非難がなされることがありますが、このような「自由主義史観」(念のためいえば、これは本来の自由主義史観とは似て非なるものです)を唱える人々が 731 と細菌戦についてはそのような非難ができないできたのは、東京裁判で戦犯免責したことが問題であると主張しているのは我々の側だからです。東京裁判史観とする彼らの非難が一貫していないことが、よく表れていると思います。

国側証人秦郁彦は、第一審で、フェル・レポートが発見されないかぎり人体実験が行なわれたとはいえないと主張していたのですが、私はフェル・レポートは未発見ではなく、存在していることを示しました。秦証言が家永側代理人の反対尋問により完膚なきまでに批判され、論理的にも歴史的にも破綻したことはその速記録をみれば誰の目にも明らかだと思えます。⁽⁸⁹⁾にもかかわらず、1993 年 10 月の東京高裁の判決は、南京事件を勝訴させたものの、731 部隊は敗訴としました。高裁の判決理由は、わずか 1 頁。理由らしい理由は示さずに、国側のいう「時期尚早」論を繰り返したにすぎませんでしたので、家永側は上告しました。

私は、法廷であれだけ 731 部隊と人体実験の歴史的事実が示され、反対にそうした事実を認めない国側の主張が崩壊しているにもかかわらず、法廷で何故家永側の敗訴になるのか。それを明らかにしたいと思い、裁判、歴史、ジャーナリズムにおける事実認識の共通点と差異点を明らかにすべく、ジャーナリストの本多勝一、弁護士の渡辺春巳と新井章と 4 名で共同研究を実施し、その成果は『「事実」をつかむ』⁽⁹⁰⁾(1997 年)としてまとまり刊行されました。

最高裁は二審までと異なり法律審であり、それ故書面調べに限っており、証人調べなどの証拠調べは行なわないことになっています。高裁判決に著しい過誤があったばあいには判決がなされます。1997 年 8 月 29 日の最高裁判決は 731 部隊に関して家永側勝訴とし、731 部隊の記述を削るよう求めた文部省の検定を新たに違法と認めたのです。こうして 1965 年以来 33 年間つづいた家永教科書裁判は終わりました。現実には 731 部隊のことを載せた教科書の採用率が低いとか、会社が自主規制したというような問題はあるのですが、行政寄りの司法の判決が圧倒的に多い日本において、と

(89) 同上書、189—233 頁の秦郁彦に対する反対尋問を読みたい。

(90) 新井章・本多勝一・松村高夫・渡辺春巳『「事実」をつかむ—歴史・報道・裁判の場から考える』こうち書房、1997 年。

くに最高裁判決で勝訴したことは極めて異例で、大きな意義を持つものです。この最高裁での勝訴判決は、もちろん全国の教員を含む市民の運動の結果であります。弁護士とともに歴史家としての私も多少なりとも貢献できたのではないかと考えております。

1990年代に入りますと、アジア諸国の民衆から日本による戦争犯罪の告発が続出します。従軍慰安婦、731部隊の人体実験の犠牲者の遺族、南京虐殺の遺族、平頂山虐殺事件の遺族、日本軍遺棄毒ガス砲弾被害事件の被害者や遺族、朝鮮人や中国人の強制連行強制労働の被害者や遺族などがつぎつぎに声をあげました。日本政府に対し事実を認めよ、謝罪し賠償せよと求める訴訟が1995年から始まります。家永教科書訴訟の弁護士たちの多くがその戦後補償裁判の弁護をすることになりましたが、50ケース近くの裁判は現在も多くが継続中で、いくつかは最高裁にまでいっています。⁽⁹¹⁾

私自身こんどは、1995年に始まった731部隊の人体実験の犠牲者の遺族による訴訟、および、1997年に始まった日本軍の細菌戦による中国人犠牲者の遺族代表180人による訴訟、この2つにコミットしました。前者の裁判では、弁護士の求めに応じ「鑑定書」を東京地方裁判所に提出しました。後者の裁判では、同じく東京地方裁判所に「鑑定書」⁽⁹²⁾を提出し、2001年2月5日に東京地裁で証言しました。いずれの裁判でも地裁は人体実験と細菌戦の被害者の事実認定はしました。これ自体意義あることなのですが、法律論—国家無答責とか除斥とか言う「法理論」—を使って原告敗訴としました。高裁でも法律論で原告敗訴とし、現在最高裁に上告中です。

問題は1990年代にアジア諸国の犠牲者や遺族が声をあげるまで、「戦後歴史学」はこうした問題を的確に捉えることができなかったのは何故なのかという点にあります。私は「戦後歴史学」がやはり法則的把握の方法をとり、事後的に起こったことを必然的結果として記述するという方法をとったことを直視すべきであると考えています。カーに対するパーリンの批判に耳をかたむけるべきだと思うのです。そうでないと、勝者の歴史になってしまい、責任の問題はでてこないということです。だが、日本では1990年代に責任の問題が全く歴史学とは異なる方向から提起されました。それは高橋哲哉のような戦争責任論であります。アジアから従軍慰安婦などから声があがったので、日本人はそれに応答しなければならない。応答可能性 responsibility が責任の意味だとする倫理の次元からの提唱です。⁽⁹³⁾しかしあがってくる声は多数あるのでそこから選択しなければならないのですが、その選択基準の根拠が明らかではありません。なぜ慰安婦をとりあげ、他を取り上げないのかという恣意性の問題です。それ以上に問題なのは、アジアから声があがらなければ、日本人が戦争

(91) 中国人戦争被害賠償請求事件弁護団編『砂上の障壁—中国人戦後補償裁判10年の軌跡』日本評論社、2005年。

(92) この「意見書」は、松村高夫「731部隊と細菌戦—日本現代史の汚点」『三田学会雑誌』91巻2号、1998年7月号として掲載されている。

(93) 松村高夫「日・米・中・ソの資料による731部隊の解明」『裁かれる細菌戦』(資料シリーズ no.6)、2001年、11—124頁。

(94) 高橋哲哉『戦後責任論』(1999年)、23—33頁。

責任の問題、歴史認識の問題に取り組まない、じじつ取り組まなかった、という問題に関わります。日本人の主体的な歴史認識（歴史認識論と歴史認識問題）の弱点、誤りに触れない議論、したがって歴史認識の自己批判もなければ克服の志向もない議論だということです。歴史的事実を究明するという方向はでてこない議論なのです。

「戦後歴史学」の批判の一つは社会史によってなされはじめましたが、日本では社会史は生活裏面史のようなものと誤解されたり、構成主義として実証史学と別個のものとして（成田龍一によるように）曲解されたりしたために、十分な批判がなされませんでした。むしろポスト・モダンの歴史学＝「言説の歴史学」がそれにとって代わられはじめたといっただけでしょう。すでに述べたように、「言説の歴史学」は事実を実証的に明らかにすることを最初から放棄し、不可能なこととして実証史学を否定しますから、歴史学の自殺行為以外の何ものでもありません。戦争犯罪などの歴史的事実の究明も、放棄することになります。裁判でいえば、証拠として提出される史料をポスト・モダニストは誤っているとかが偏っているとかが批判はせずに、そのまま受け入れる。ただしそこに書かれていること（テキスト）は実際に起こったことを何ら担保するものではありません、というわけです。ヘイドン・ホワイトの「言説は事実と一対一で対応しない」とするテーゼの適用です。その亜種として、「全体像がわからないから何ともいえない」とか、「犠牲者数が正確にわからなければ何ともいえない」とかいった類の不可知論がでできます。リオタールは第一次世界大戦中の1915・16年のトルコによるアルメニヤ人虐殺に関する数年前のフランスにおける裁判で、結局アルメニヤ人の虐殺の事実は確定できないと証言し、現在でも虐殺を認めていないトルコ政府を喜ばせました。ポスト・モダニズムはホロコーストを否定する土壌も形成しています。イギリスの「アーヴィング裁判」（2000年）では、R. エヴァンスがホロコーストを否定した文筆家アーヴィング⁽⁹⁵⁾に対し、実証的史料を持って批判し勝訴をかちとりました。エヴァンスは『歴史学の擁護』⁽⁹⁶⁾（1999年）を書いて、ポスト・モダニズムをやや不徹底ではありますが批判し、歴史学は常識的伝統的な実証主義の方法をとるべきであるとしたケンブリッジのドイツ史家です。

日本でも「言説の歴史学」は大流行の兆しをみせています。最近岩波書店から刊行されました『なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』の成瀬龍一による巻頭論文「戦争像の系譜 状況・体験・証言・記憶」は、戦争文学、戦記ものを多数扱っているのですが、恣意的に文献を選んでいる（例えば、石川達三『生きている兵隊』や堀田善衛『時間』が載っていないなど）という問題以上に、それらの文学、戦記の内容を紹介するだけの「言説分析」に終始しています。例えば、2頁以上を割いている曾野綾子の沖縄三部作もその内容を紹介しているだけで、「あらたな歴史修正主義の文脈を形成すること

(95) Richard Evans, *Lying about Hitler: History, Holocaust, and the David Irving Trial*, 2001.

(96) Richard Evans, *In Defence of History*, 1999, 佐々木龍男・興田純訳『歴史学の擁護—ポスト・モダニズムとの対話』晃洋書房, 1999年。

になる」と書かれているにすぎず、書かれたことが事実かどうかは成田は扱わないので⁽⁹⁷⁾。集団自決は日本軍による沖縄住民虐殺か否かの問題は家永第3次訴訟でも焦点になったし、現在も依然としてホットな問題であります。しかし、「言説の歴史学」はその問題からは回避する構造になっているのです。成田の「状況・体験・証言・記憶」の時期区分も極めて恣意的なものだと思います。証言と記憶を1990年を境にして時期区分などできるのででしょうか。

さらに「記憶の歴史学」「物語の歴史学」が広まっています。記憶はもとより歴史研究にとって重要であることはいうまでもありません。しかし記憶はオーラル・ヒストリーの一つとして、したがって史料批判をしながら使用しなければならないことは前に述べたとおりです。にもかかわらず、歴史学が扱えるのは記憶だけであり、事実を究明するためではないとか、記憶は人々の心性を表わすのだから事実かどうかを問うことなく、そのまま受け入れるべきだ、という考えがありますが、これらは私は誤った歴史認識論であると考えています。また、物語と事実とは関係ない、フィクションと歴史に差異はない、とおそらくホワイトを誤解し拡大解釈していられています。歴史は物語であるから、国民に愛国心を植え付け、元気で歴史を事実とは関係なくてよいから書くべきだという主張と、「言説の歴史学」「記憶の歴史学」との間に本質的な差異はありません。ポスト・モダンの歴史学は、一見するとこれまでの形而上学的な「大きな物語」を否定し、権力を否定するラディカルなものにみえますが、実は権力にとって痛くも痒くもない議論であります。史料により実証的に歴史的事実を解明していく方法は、分析する以前に、既存の文献の検討、第一次文献史料の収集、そしてオーラル・ヒストリーの収集など、日本内外の文書館など史料保存所での作業と現地調査が不可欠ですが、これは多くの時間とエネルギーを要する作業であり、しかも必ずしも成果が得られるとは限りません。華やかなポスト・モダニストの作業とは対照的な地味な作業であります。現在日本において戦争（戦後）責任論、「歴史認識問題」をめぐる抽象的な華々しい論争に注がれている時間とエネルギーの10分の1でも、歴史的事実の実証的究明に向けられたらという思いを私は深くしております。歴史認識論に基礎づけられた実証主義的方法以外に、現在の「歴史認識問題」を解明する方法はないからであります。ご清聴ありがとうございました。

（経済学部教授）

(97) 倉沢愛子ほか編『なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』岩波書店、2005年、29-31頁。